

# 蘭越町地域防災計画

(平成19年7月修正)



蘭越町防災会議

# 蘭越町地域防災計画 目次

<b>第1章 総則</b>	
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の修正	1
第3節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱	2
第4節 地勢と災害の概況	6
<b>第2章 防災組織</b>	
第1節 防災会議	14
第2節 災害対策本部	16
第3節 住民組織等の活用	22
<b>第3章 情報通信計画</b>	
第1節 気象警報等の伝達計画	23
第2節 災害通信計画	24
第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画	24
<b>第4章 災害予防計画</b>	
第1節 水害予防計画	27
第2節 雪害予防計画	27
第3節 融雪災害予防計画	28
第4節 高波、高潮・津波等災害予防計画	29
第5節 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等予防計画	29
第6節 土石流予防計画	29
第7節 消防計画	29
第8節 災害時要援護者対策計画	31
第9節 自主防災組織の育成に関する計画	31
第10節 防災訓練計画	32
<b>第5章 災害応急対策計画</b>	
第1節 災害情報通信計画	33
第2節 災害広報計画	37
第3節 水防計画	37
第4節 応急措置実施計画	38
第5節 避難計画	38
第6節 救助・救出計画	40
第7節 輸送計画	41
第8節 食料供給計画	42
第9節 給水計画	44
第10節 衣料、生活必需物資供給計画	45
第11節 住宅対策計画	46
第12節 防疫計画	48
第13節 医療救護計画	51
第14節 清掃等計画	52
第15節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理・埋葬	53
第16節 文教対策計画	54
第17節 応急土木対策計画	56

第18節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	57
第19節	広域応援計画	59
第20節	災害警護計画	60
第21節	防災ボランティアとの連携計画	62
第22節	災害救助法の適用	63
第23節	林野火災対策計画	65
<b>第6章</b>	<b>地震災害対策計画</b>	
第1節	津波対策	68
第2節	地震災害対策	70
<b>第7章</b>	<b>災害復旧計画</b>	
第1節	復旧事業計画	72
第2節	災害復旧予算措置	72
第3節	激甚災害に係る財政援助措置	73
第4節	応急金融対策計画	73
<b>第8章</b>	<b>防災思想普及・啓発計画</b>	
第1節	普及・啓発の方法	78
<b>資料編</b>		
	蘭越町防災会議条例	1
	蘭越町防災会議運営規定	3
	蘭越町災害対策本部条例	4
	災害状況報告（別表1）	5
	被害状況報告（別表2）	7
	被害状況判定基準（別表3）	9
	高波・高潮・津波等災害予想区域（別表4）	12
	急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険区域（別表5）	13
	土石流災害予想区域（別表6）	14
	災害発生（予想）危険区域図（別図1）	16
	消防組織図（別表7）	17
	消防組織区域分担図（別図2）	18
	消防施設整備状況表（別表8）	19
	避難施設・区域表（別表9）	20
	避難施設・区域図（別図3）	22
	広域避難場所・区域表（別表10）	23
	応急（広域）避難場所・区域図（別図4）	24

# 第1章 総 則

## 第1節 計画の目的

### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、蘭越町防災会議が作成する計画であり、蘭越町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、町及び関係機関が協力して必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

## 第2節 計画の修正

### 第1 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の定めるところにより、計画内容に検討を加え、その修正を必要とする場合は、修正の基本方針を定め行うものとする。修正内容は、概ね次に掲げるような事項について、その変更を認めた場合とする。

- (1) 計画内容に重大な錯誤があるとき。
- (2) 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- (3) 防災関係機関が行う、防災上の施策によって計画の変更（削除）とするとき。
- (4) 新たな計画を必要とするとき。
- (5) 防災基本計画の修正が行われたとき。
- (6) その他防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、軽微な変更（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更）については、知事協議を要せず蘭越町防災会議の採択により行うこととし、前記の変更を行った場合には、その結果を北海道知事に報告するものとする。

### 第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

#### 第1 防災事務又は業務の大綱

機 関 名		事 務 又 は 業 務 の 大 綱
蘭 越 町		(1) 住民の自主防災組織育成に関すること。 (2) 防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (3) 防災訓練及び防災上必要な教育の実施に関すること。 (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 (5) 防災に関する施設、設備の整備に関すること。 (6) 防災関連物資、資材及び機器の備蓄並びに供給に関すること。 (7) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (8) 消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 (9) 避難の勧告又は指示に関すること。 (10) 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 (11) 災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 (12) 災害弱者の擁護に関すること。 (13) 災害ボランティアの受入に関すること。 (14) その他災害時における防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること。
羊蹄山ろく消防組合蘭越支署及び蘭越消防団		(1) 災害時における火災予防及び消火対策に関すること。 (2) 災害時における住民の避難、誘導及び救急救助に関すること。 (3) 災害時における各種情報の収集、伝達、広報活動に関すること。 (4) 被災地の警戒に関すること。
蘭越町教育委員会		(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。 (3) 避難所等に係る学校施設の使用に関すること。
指 定 地 方 行 政 機 関	小樽開発建設部 蘭越河川事業所	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (3) 所管する直轄河川区間に係る整備・維持管理及び災害予防、災害応急対策、災害復旧対策等の実施に関すること。 (4) 水防技術の指導に関すること。
	小樽開発建設部 倶知安道路事務所	(1) 所管する国道及び開発道路の整備・維持・修繕並びに災害復旧に関すること。 (2) 被災地の交通情報収集と交通路確保に関すること。
	北海道農政事務所小樽支所	(1) 災害時における米穀の確保、応急供給及び緊急輸送に関すること。 (2) 災害時において陸上自衛隊備蓄の乾パンの所管換えを行い、応急供給の実施に関すること。

指 定 地 方 行 政 機 関	後志森林管理署	(1) 国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 (2) 国有林の復旧治山並びに予防治山を行うこと。 (3) 災害時において町が要請した場合に、可能な範囲において緊急対策及び復旧資材の供給を行うこと。
	札幌管区気象台	(1) 気象、地震及び津波の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 観測成果を解析、総合し予警報、情報を発表すること。 (3) 防災知識の普及及び指導に関すること。
	岩内公共職業安定所	(1) 災害時における労働者の確保と失業者の救済についての連絡調整、援助に関すること。
	小樽海上保安部	(1) 津波警報の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。 (2) 災害時における船舶の避難誘導及び救助、並びに航路障害物の除去等に関すること。 (3) 海上における人命の救助に関すること。 (4) 海上における船舶交通の安全確保に関すること。 (5) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 (6) 災害時における罹災者、物資、人員等の海上輸送に関すること。
陸上自衛隊第11対戦車隊		(1) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。
北 海 道	後志支庁	(1) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等その他の災害予防措置を講ずること。 (2) 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。 (3) 市町村及び指定公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。 (4) 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。 (5) 災害救助法の適用に関すること。 (6) 広域体制の調整を図ること。
	小樽土木現業所蘭越出張所	(1) 所轄する道路、河川、海岸、漁港の維持管理及び災害予防、災害応急対策、災害復旧対策等の実施に関すること。
	後志保健福祉事務所	(1) 災害時における医療、防疫について必要な連絡調整、援助及び指導に関すること。
	後志農業改良普及センター	(1) 農業施設、農作物等の被害調査及び応急、復旧対策に関すること。 (2) 畜産施設、家畜の被害調査及び応急、復旧対策に関すること。 (3) 被災作物及び被災家畜の防疫に関すること。
	後志森づくりセンター	(1) 所轄道有林の治山による災害防止に関すること。 (2) 所轄道有林に係る保安林、保安施設及び地滑り防止施設の整備並びに災害復旧に関すること。 (3) 災害応急対策用木材の供給に関すること。

北海道警察 倶知安警察署 (蘭越駐在所 ・昆布駐在所 ・目名駐在所 ・港駐在所)	(1) 住民の避難誘導及び救助並びに緊急交通路の確保に関する事 (2) 災害情報の収集に関する事 (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事 (4) 交通規制等応急対策の実施に関する事 (5) 犯罪の予防、その他被災地における社会秩序の維持に関する事
北海道旅客 鉄道株式会 社(倶知安 駅)	(1) 災害時における鉄道及びバスの輸送の確保に関する事 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送等に関する事
東日本電信 電話株式会 社北海道支 店(委任機 関～株式会 社NTT東日 本-北海道 小樽支店)	(1) 気象官署からの気象警報及び津波警報を伝達すること (2) 災害時における通信の確保に関する事
郵政公社 蘭越郵便局	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保に関する事 (2) 郵便、為替貯金及び、簡易保険の非常取扱に関する事 (3) 災害ボランティア口座の取扱に関する事
日本赤十字 社 北海道 支部(蘭越 分区)	(1) 災害救助法が適用された場合、知事と委託協定に基づく医療助産、死体処理等の救助業務を実施すること (2) 防災ボランティア(民間団体及び個人)が行う救助活動の連絡調整を行うこと (3) 災害義援金募集(配分)委員会の運営を行うこと
日本放送協 会(札幌放 送局)	(1) 気象予警報及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと
日本通運株 式会社北海 道支店(蘭 越営業所)	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと
北海道電力 株式会社 (倶知安営 業所)	(1) 電力供給施設の防災対策に関する事 (2) 災害時における電力供給の確保に関する事 (3) ダムの放流等についての関係機関との連絡調整に関する事

指定 地方 公共 機関	北海道放送株式会社 札幌テレビ放送株式会社 北海道テレビ放送株式会社 北海道文化放送株式会社 株式会社テレビ北海道 株式会社エフエム北海道 株式会社エフエムノースウェーブ	(1) 気象予警報及び被害状況等に関する報道を実施し 防災広報に関する業務を行うこと。
	北海道医師会 (羊蹄医師会)	(1) 災害時における緊急医療に関すること。
	北海道歯科医師 会(後志歯科医 師会)	(1) 災害時における歯科医療活動に関すること。
公共的 団体及 び防 災上 重要 な施 設の 管理 者	蘭越土地改良区	(1) 土地改良施設の防災対策を行うこと。 (2) 農業水利施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。
	ようてい農業 協同組合 (蘭越支所)	(1) 被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。 (3) 農業生産資材及び生活物資の確保、斡旋に関すること。 (4) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
	南しりべし 森林組合	(1) 被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 罹災組合員に対する融資の斡旋に関すること。 (3) 林野火災の予防対策に関すること。 (4) 林野火災時における消化及び応急対策に関すること。
	尻別川漁業 協同組合	(1) 被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
	後志農業共済 組合(南部支 所)	(1) 被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 共済金支払の手続きに関すること。
	蘭越町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保に ついて協力すること。
	蘭越建設協会	(1) 災害時における障害物除去及び災害復旧に関すること。
	蘭越診療所、 昆布診療所、 昆布温泉病院	(1) 災害時における医療及び防疫対策について協力に関すること。
	運送業者	(1) 災害時における救援物資及び応急対策物資の緊急輸送につい て関係機関への支援に関すること。
	危険物関係施 設の管理者	(1) 災害時における危険物の保全に関する措置を行うこと。

## 第4節 地勢と災害の概況

### 第1 蘭越町の地勢

北海道の南部、後志支庁管内の南西、磯谷郡の全地域を占め、東経140度21分から140度39分、北緯42度42分から42度54分に位置し、面積は449,68k㎡、広ぼうは東西36km、南北は56kmである。

地形は、南東の一角が南に突出し豊浦町に接し、やや正方形をなし、東南一帯はニセコ町に隣接し、北は共和町、岩内町、倶知安町に接し、西は寿都町及び日本海につらなり、南西は黒松内町と接している。

町内は、丘陵起伏して、平原と称すべき地は少ないが、南西に横断する尻別川をはじめ、おおむね肥沃で水稻、施設野菜などの栽培が盛んである。

蘭越町は30の行政区から構成されるが、主な集落として蘭越町、昆布町、名駒町、目名町、港町があり、人口は5,828人（平成18年8月1日現在、住民基本台帳人口）で蘭越町に約3分の1が居住している。

### 第2 災害の概要

災害年月日	原因	地域	被害の状況
S24.7.11	大火	蘭越市街	午前2時40分発生、同日午前6時20分鎮火。豚の肥料煮沸窯残火不始末。罹災戸数104棟、109戸で120世帯、592人。
S34.9.6	豪雨災害	尻別川他	9月6日夜半からの豪雨は、最大降水量65mm、町内の各河川が氾濫して埋没冠水、田畑55町歩、道路決壊3ヶ所、橋梁流出3ヶ所等。
S36.7.26	豪雨災害	尻別川他	7月24日夜半からの豪雨で、各河川が増水し、26日早朝から大氾濫。特に尻別川海岸が甚だしく、道路決壊、橋梁流出等でいたるところで交通途絶の状態となる。家屋の流出、浸水445戸、田畑の冠水埋没1,600町歩、道路決壊20ヶ所、橋梁の流出19ヶ所、被害額470,000千円。
S37.8.2	豪雨災害	尻別川他	8月2日午前10時から降り始めた豪雨は6日まで続き266mmに達した。その被害は、前年を上回る開町以来の大災害となり、8月4日災害救助法が適用された。 被害の状況は、流失、浸水家屋678戸、田畑の冠水埋没1,584町歩、河川の決壊42ヶ所、道路の決壊流出12ヶ所、橋梁流出18ヶ所、被害総額970,000千円。
S40.7.11	豪雨災害	尻別川他	7月11日午前8時から10時にかけて、最大降雨量65mm、町内各河川が氾濫。河川、道路の決壊5ヶ所で、被害総額6,250千円。

災害年月日	原因	地域	被害の状況
S40. 9. 10	豪雨災害	尻別川他	9月10日から11日にかけて台風23号発生。11日5時までに降雨量121.6mm。住家被害230千円、農業被害12,480千円、土木被害64,155千円、その他放送施設、文教施設330千円等、被害総額77,380千円。
S45. 8. 19	豪雨災害	尻別川他	8月19日台風9号発生。農業被害196,456千円をはじめ被害総額209,906千円。
S48. 8. 15	豪雨災害	尻別川他	8月15日から17日にかけて集中豪雨。農業被害1,166千円をはじめ被害総額132,166千円。
S50. 8. 19～ 8. 20	豪雨災害	尻別川他	8月19日から20日にかけて台風5号崩れの低気圧によって降り続いた大雨は最大降雨量136mmを記録し、町内各地で災害が発生した。被害の状況は住家被害1,810千円、農業被害25,295千円、土木被害330,160千円、林道その他の被害3,450千円、被害総額360,715千円。
S50. 8. 23～ 8. 24	豪雨災害	尻別川他	8月22日から24日にかけて降り続いた台風6号による大雨は最大降雨量134mm。 23日午後5時40分に尻別川沿岸一体に避難命令を発令、同9時に尻別川は警戒水位を越えた。24日午後1時45分、町職員、消防関係者により土のう積み作業開始。同3時20分までに作業を解除した。被害の状況は、住家被害16,338千円、非住家被害6,250千円、農業被害111,670千円、土木被害384,120千円、有線施設その他の被害83,800千円、被害総額602,178千円。
S56. 8. 22～ 8. 23	豪雨災害	尻別川、パンケ目国内川他	8月22日から23日にかけて降り続いた台風15号による大雨は160mmを記録した。10時30分パンケ目国内川が氾濫、冷水地区住民が避難、12時尻別川流域に避難命令発令。中小河川が氾濫し町内各地で災害が発生した。被害の状況は、住家被害30,500千円、農業被害373,587千円、土木被害746,580千円、水産被害10,372千円、林業被害11,114千円、文教被害3,113千円、被害総額1,175,266千円。
S60. 9. 1～ 9. 2	豪雨災害	尻別川他	9月1日6時30分から17時にかけて降り続いた台風13号による大雨は84mmを記録し、各河川が氾濫。河川及び道路の決壊、町内各地で災害が発生した。被害の状況は農業被害127,295千円、207,550千円、被害総額334,845千円。

災害年月日	原因	地域	被害の状況
H5. 7. 12	地震災害	全域	7月12日午後10時17分、北海道南西沖深さ34kmを震源とするマグニチュード7.8の地震が発生し、尻別川築堤、道路、農地の決壊、農業揚水機、住宅などの損壊があった。また同時に津波が発生し、港地区が被害を受けた。被害の状況は住家被害48,686千円、農業被害632,598千円、土木被害274,100千円、水産被害11,882千円、尻別川築堤その他の被害2,532,732千円、被害総額3,499,998千円。
H6. 2. 21～ 2. 22	暴風雨災害	各河川流域	2月21日12時30分頃から降り始めた雨は総雨量61mmに達し、これにより小河川が堆積していた雪にせき止められ氾濫し、町内各地で災害が発生した。被害の状況は、住家被害8,640千円、農業被害4,000千円、その他被害780千円、被害総額13,420千円
H7. 8. 7～ 8. 8	豪雨災害	各河川流域	8月7日20時頃から降り始めた雨は総雨量147mmを記録し、各河川が氾濫、河川及び道路が決壊し、町内各地で災害が発生した。被害の状況は、住家被害600千円、農業被害246,103千円、土木被害160,514千円、水産被害750千円、林業被害96,561千円、被害総額504,528千円。
H8. 5. 2～ 5. 3	融雪出水	各河川流域	5月2日からの降雨により融雪し始め、16ヶ所の河川が氾濫し、町内各地で災害が発生した。被害状況は、土木被害をはじめ総額175,110千円。
H9. 8. 8～ 8. 10	豪雨災害	各河川流域	8月8日20時頃から降り始めた雨は総雨量141mmを記録し、各河川が氾濫、河川及び道路が決壊し、町内各地で災害が発生した。被害状況は、農業被害28,589千円、土木被害123,000千円、水産被害554千円、林業被害10,000千円、被害総額166,443千円。
H10. 5. 2～ 5. 3	豪雨災害	各河川流域	5月2日0時頃から降り始めた雨は総雨量131mmを記録し、各河川が氾濫、河川及び道路が決壊し、町内各地で災害が発生した。被害状況は、農業被害1,100千円、土木被害65,100千円、林業被害10,000千円、その他 20千円、被害総額76,220千円。
H11. 7. 28～ 8. 3	豪雨災害	各河川流域	7月28日16時頃から降り始めた雨は8月3日まで降り続き総雨量は386mmを記録し、各河川が氾濫、河川及び道路が決壊し、町内各地で災害が発生した。被害状況は農業被害78,953千円、土木被害184,900千円、水産被害15,000千円、林業被害21,745千円、被害総額 300,598千円。

災害年月日	原因	地域	被害の状況
H12. 4. 21～ 4. 22	融雪出水	各河川流域	4月21日20時頃からの降雨により融雪し始め、9箇所の河川が氾濫し、町内各地で災害が発生した。被害状況は、農業被害23,600千円、土木災害61,600千円、林業被害9,000千円。被害総額94,200千円。
H13. 4. 12～ 4. 13	融雪出水	目名地域	4月12日からの降雨により融雪し始め、道路法面崩落水田への土砂流入が発生した。被害総額30,500千円。
H16. 9. 8	風災害	全域	台風18号による暴風の影響で住宅等破損、樹木が倒れたりする災害が発生した。 被害状況は、住家被害19,000千円、非住家被害11,800千円、農業被害281,794千円、水産被害10,550千円、林業被害1,000,240千円、その他31,689千円。被害総額1,360,073千円。

### 第3 蘭越町の集落の状況（平成18年8月1日）

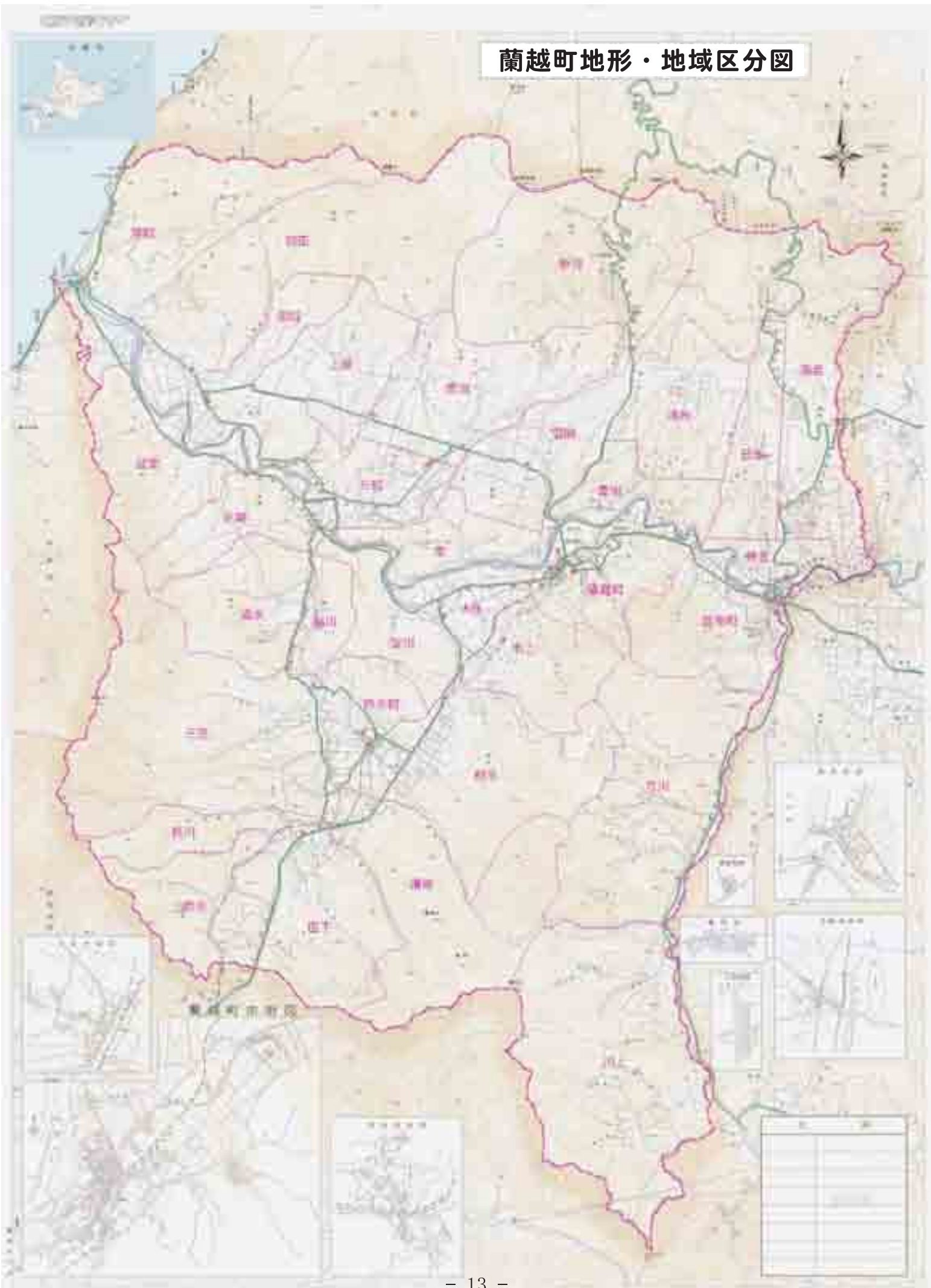
集落名	世帯数 (戸)	人口(人)			集落の概況
		男	女	計	
立川	17	17	21	38	昆布駅より南東約10kmに地点で、字川上の途中にある集落でニセコ町と昆布川を境にしている集落は、昆布川の左岸に道路添いに点在し、帯状の集落となっている。
昆布町	200	226	241	467	尻別川と昆布川の合流点に位置した市街地で、四季を通じ温泉、スキー客が多い。市街地の中央は、国道5号線が走り、人家が両側に建ち並んでいる。
黄金	88	101	92	193	尻別川右岸（昆布町の対岸）に河川と並行して人家が細長く点在し、集落中央を町道が走り、背面は山に負われ平坦が少ない。
湯里	89	95	90	185	ニセコ山麓の温泉街を含む標高200 <sup>m</sup> の高台に人家が点在し、広範囲な集落である。集落中央には町道が縦貫している。
日出	18	27	26	53	ニセコ温泉に通ずる道道西北昆布駅より約5kmの地点にある集落で、広範囲な耕地に人家が点在している。
蘭越町	921	1,050	1,145	2,195	蘭越町の中心地となっている市街地で、各官公署の所在地である。一部付近農家を含むが、ほとんど市街地となり、防災の重点は火災予防にある。

豊国	36	37	53	90	蘭越市街の対岸で、尻別川に沿って細長く部落を形成している。部落の中央には町道が走り、人家は両側に点在し、背面は山に背面は山に負われている。
新見	4	5	8	13	目国内岳とニセコ連山が連なる線に、温泉宿として2戸がある。道道岩内蘭越線が縦貫し、岩内町との中間に位置する山中である。
富岡	58	86	85	171	蘭越市街より北西約4kmの地点で、標高180mの高台に人家が広範囲に点在し、蘭越三和線を基点にして町道が線状に走っている。
栄	4	5	5	10	蘭越市街の対岸で、豊国地区の下流に位置し、尻別川沿いに細長く人家が点在している。尻別川の水害を最も受けやすい条件下にある。
吉国	32	41	61	102	富岡地区ペンケ目国内川を境にして西方に位置し緩傾斜地帯に人家が点在し、その中央には小河川が3本縦断し水害の多い地域である。
上里	19	24	22	46	吉国地区の西方、パンケ目国内川を境にして標高250mの高台に広範囲な地域に人家が点在している開拓地である。
大谷	263	295	346	641	蘭越町の水田地帯で、集落は平坦盆地となっておりその中央には国道5号線が走り、人家が両側に連なっている。尻別川は、昭和36年、37年の2年連続して氾濫し、当地区は大きな被害を受けた。
淀川	18	30	29	59	大谷地区の隣接地で、地形は大谷と全く同じ条件にあり、特に逆川より水害も多い地域であったが、改修により改良された。
水上	10	14	11	25	大谷、淀川地区間の背面山間に函館本線添いに集落が形成されている。集落中央に蘭越から目名に通ずる道道が走り、その両側に人家が形成されている。
名駒町	51	61	65	126	蘭越、港町間のほぼ中間に位置し、市街形成をなした集落である。市街中央には道道磯谷蘭越線が走り、十文字に町道三和線より目名町に通ずる。市街の東方には南北に目名川が流れ、尻別川に注ぎ水害源ともなる。
三和	79	93	109	202	吉国と名駒の中間にある集落で、その中央に道道と並行してペンケ目国内川が流れ、過去に水害を受けたが、河川改修と築堤により解消された。人家は広範囲な水田地帯に点在している。

清 水	16	26	22	48	目名川左岸、名駒、目名間に細長く伸びた山間に点在する集落である。目名川に並行して町道が走り、人家が両側に点在する。
鮎 川	11	10	13	23	目名川右岸、名駒、目名間に細長く延びた清水地区と相對した集落で、目名川と並行して町道が走り人家は道路の両側に点在している。
共 栄	16	30	32	62	尻別川左岸で名駒町と港町の間にある集落で道道磯谷蘭越線の両側に人家が点在している。
御 成	28	40	37	77	尻別川右岸で共栄地区とは尻別川をはさみ相對し、道道北尻別蘭越停車場線で蘭越に通じ、共栄とは御成橋により通じている。人家は比較的平坦な道路両側に点在し、御成橋周辺の人家は水害を受けやすい状態にあったが、築堤により解消された。また、集落には志根津川、福岡川、オサンナイ川の3本の河川があるが、すでに災害復旧工事は完了している。
初 田	37	50	58	108	御成地区と隣接し、平坦な水田地帯に広範囲に渡って人家が点在している。すでに尻別川の改修工事は完了したが、過去に水害が多い地帯である。
目名町	142	122	146	268	蘭越駅から8km函館よりにある目名駅の所在地で市街形成をなした集落である。市街地は、水害等の関係はないが1部農家は小河川による災害はある。
相 生	66	91	78	169	目名市街地の東南西に長く、国道5号線添いに延びた集落である。集落の中央には国道が走り、広範囲な土地に人家が点在している。小河川も数本あるが被害度は少ない。
三 笠	14	20	17	37	名駒市街地と目名市街地の間に位置し、目名市街より目名川及び町道目名カイカラ線に添って人家が点在している集落である。
貝 川	15	24	21	45	目名市街地より西方約2kmの地点、町道目名カイカラ線とカイカラ沢に添って人家が点在した集落である。集落内には、目名川及びカイカラ沢川の2河川があるが、被害は比較的少ない。
田 下	29	41	33	74	貝川地区の西隣に位置する集落で、国道5号線、蘭越黒松内線が集落の中心を走り、目名川支流が数本になって流れて、水害が比較的多い集落である

讃岐	16	17	19	36	相生集落に西隣に位置する集落で、国道5号線と鉄道沿線の両側に人家が点在している。人家が比較的高い位置にあるため水害等の被害は少ない。
港町	126	130	135	265	蘭越町の最西方で日本海側に位置し、市街地形成の集落である。集落の中央には、尻別川が日本海側に位置し、市街地形成の集落である。集落の中央には、尻別川が日本海側に国道229号線、尻別川右岸に道道北尻別蘭越停車場線、左岸は道道磯谷蘭越線が走り、集落は尻別川の両岸に細長く延びている。災害の要因は水害及び津波が警戒される
計	2,423	2,808	3,020	5,828	

# 蘭越町地形・地域区分図



## 第2章 防災組織

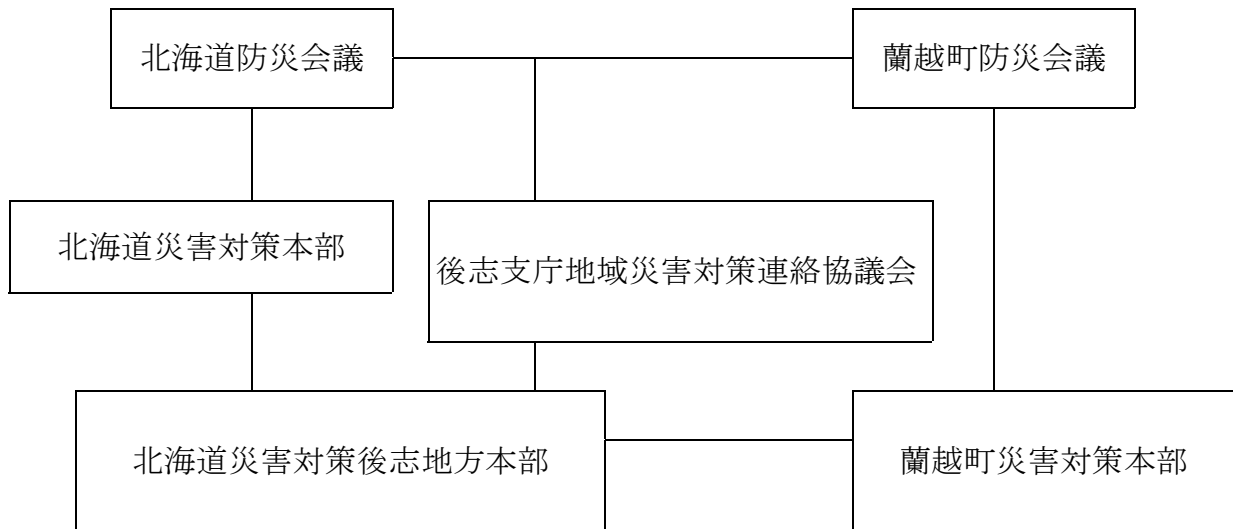
災害の予防、応急対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的な運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営などに関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

### 第1節 防災会議

#### 第1 防災会議

蘭越町防災会議は、町長を会長として、蘭越町防災会議条例第3条に規定する者を委員として組織するものであり、その所掌事務は本町の地域防災計画を作成し、その実施を推進するものとともに、災害情報の収集・期間相互の連絡調整を行うものである。

#### 1 防災体制図



#### 2 組織

##### (1) 運営

蘭越町防災会議条例（昭和37年条例第24号）、及び蘭越町防災会議運営規定の定めるところによる。

## (2) 防災会議委員

区 分	職 名
会 長	蘭越町長
会長代理 5 号 委員	蘭越町副町長
1 号 委 員	小樽開発建設部蘭越河川事業所長
	小樽開発建設部俱知安道路事務所長
2 号 委 員	陸上自衛隊第 1 1 対戦車隊長
3 号 委 員	小樽土木現業所蘭越出張所長
4 号 委 員	俱知安警察署長
	蘭越町総務課長
	蘭越町税務課長
	蘭越町住民課長
	蘭越町産業経済課長
	蘭越町建設課長
	蘭越町保健福祉課長
	蘭越町議会事務局長
	蘭越町農業委員会事務局長
	蘭越町教育員会教育次長
蘭越町会計管理者（出納室長）	
6 号 委 員	蘭越町教育委員会教育長
7 号 委 員	羊蹄山ろく消防組合蘭越消防団長
8 号 委 員	北海道旅客鉄道株式会社俱知安駅長
	株式会社NTT東日本ー北海道小樽支店長
	北海道電力株式会社俱知安営業所長
	郵政公社蘭越郵便局長
	北海道医師会羊蹄医師会長
	ようてい農業協同組合蘭越支所長
	蘭越町商工会長
	後志農業共済組合南部支所長
	南しりべし森林組合長
	蘭越建設協会長
	羊蹄山ろく消防組合消防署蘭越支署長
蘭越町土地改良区副理事長	

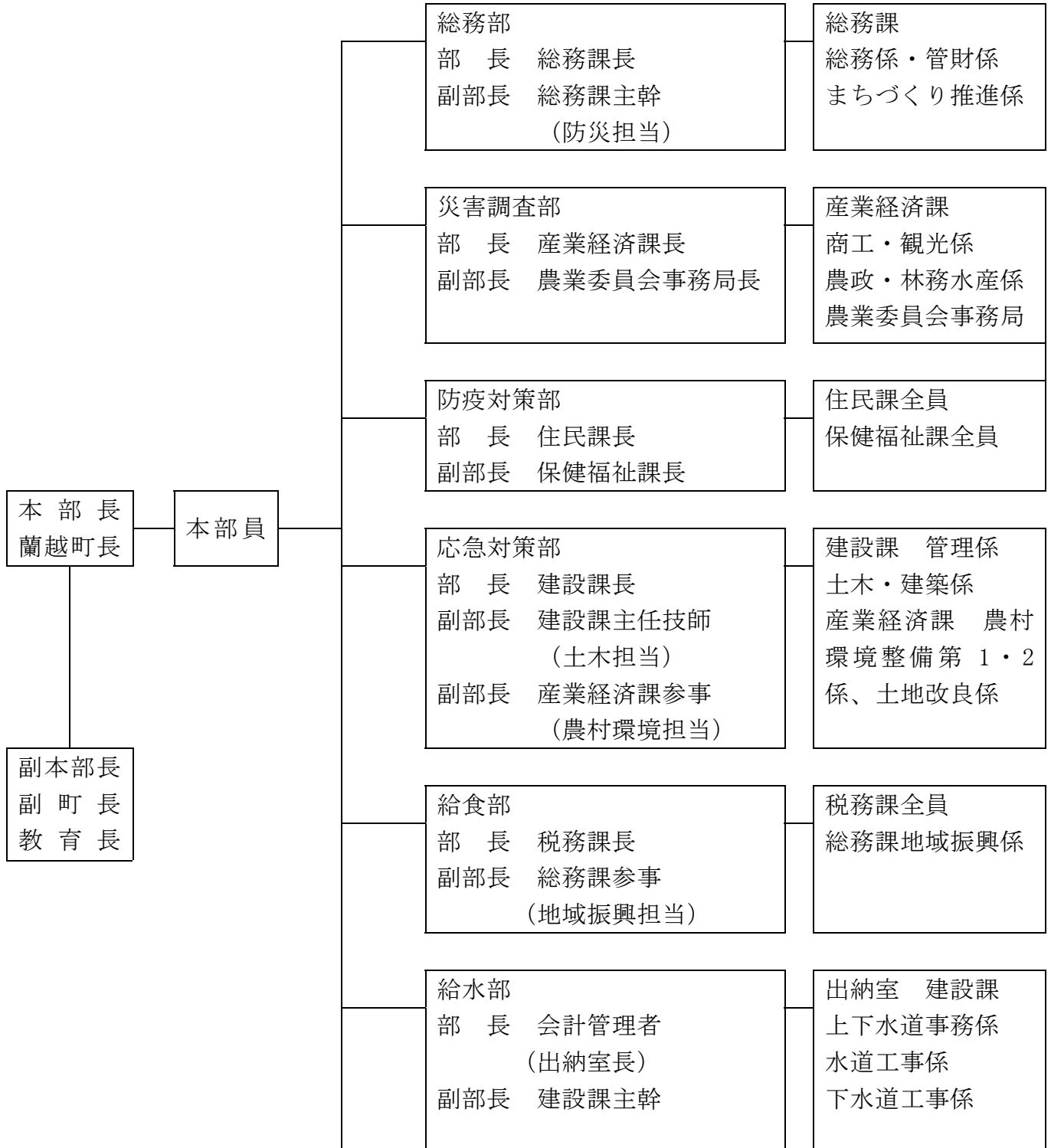
## 第2節 災害対策本部

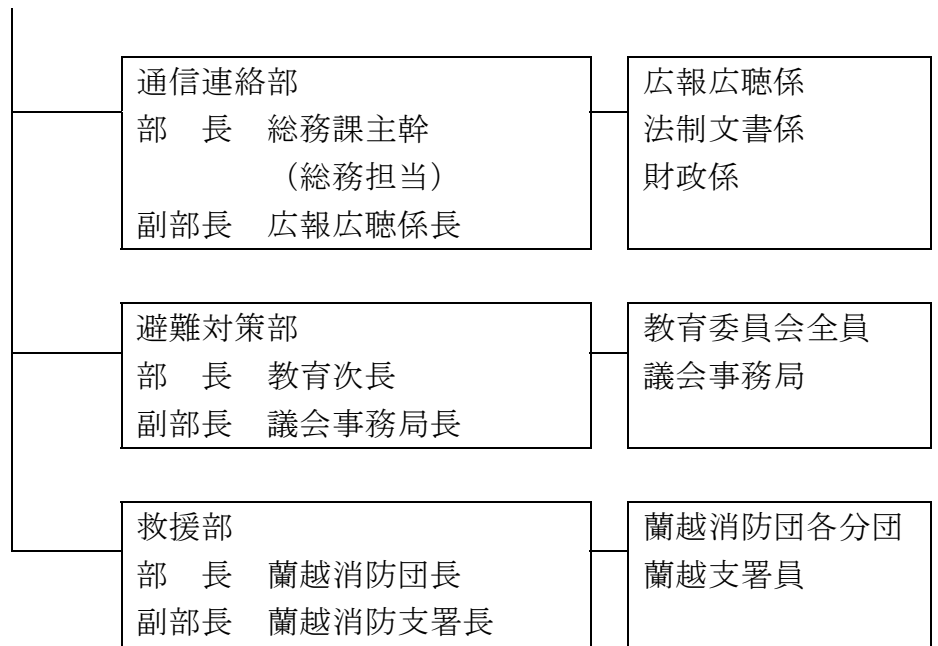
### 第1 災害対策本部

蘭越町災害対策本部は、災害が発生または発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため、災害対策基本法第23条第1項の規定により設置するもので、防災会議と密接な連携のもとに災害予防、応急対策を実施するものであり、これらの活動は次の組織により行うものとする。

#### 1 組織

##### (1) 機構図





(2) 各部の業務分担

部 名	部の構成	分担事項
総務部	総務課 総務係 管財係 まちづくり推進係	部員は左記の総務課職員をもって構成し、災害対策の企画、予警報の通知伝達の要否、自衛隊への出動要請、各部より収集される情報に基づき、必要に応じて上層機関との連絡、災害報告等をおこなうものとする。
災害調査部	産業経済課 主幹（農政、林務水産、商工担当） 農政係・林務水産係 農業委員会事務局 商工労働係 観光係	部員は左記の産業経済課、農業委員会事務局職員をもって構成し、各種災害の情報収集を行い、また、農業改良普及センター、農協等の協力を得て、農作物、家畜等の被害状況の調査及び防疫を実施する。収集した各種情報を、取りまとめて、これを総務部長に報告する。
防疫対策部	住民課 保健福祉課	部員は住民課、保健福祉課職員をもって構成し、災害救助法関係事務、防疫薬剤の購入配布等を行い、また、各種団体の協力を得て、災害家屋に対して適時、適切に防疫を行い、各種病原の絶滅を期するものとする。
応急対策部	建設課 管理係・土木係・建築係・重機車庫 産業経済課 主幹 （農村環境担当） 農村環境整備第1係 第2係、土地改良係	部員は左記の建設課・産業経済課、重機車庫の職員をもって構成し、災害時における道路、橋梁の確保、河川の保全にあたり、また応急資材の調達・輸送並びにこれを要する作業人員の確保等にあたるものとする。

部 名	部の構成	分担事項
給 食 部	税務課 総務課地域振興係	部員は税務課、地域振興課の職員をもって構成し、各避難所等に対する給食物資の調達輸送、及び女性団体等の協力を得て、炊き出し等の作業に従事するものとする。
給 水 部	建設課 上下水道事務係 水道工事係 下水道工事係 出納室	部員は左記の建設課、出納室の職員をもって構成し、冠水地帯住民に対する飲用水の確保にあたるものとする。
通信連絡部	総務課 広報広聴係 法制文書係 財政係	部員は左記の総務課職員をもって構成し、常に総務部と連絡を密にして、災害に対する各種予警報を迅速に、適格に地域住民に周知するものとする。
避難対策部	議会事務局 教育委員会	部員は教育委員会、議会事務局職員をもって構成し、各学校長等の協力を得て、被災地域住民の生命確保のため、迅速確実に避難に対する措置を講ずるものとする。
救援部	蘭越消防団 本団・各分団 蘭越消防支署員	部員は、消防団員及び消防職員をもって構成し、団長統率のもと、常に総務部及び避難対策部等と連絡を密にし、また、自衛隊等の協力を得て、被災地域住民救出等の作業に当たる。また、他部から応援の申し出があったときは、可能な範囲において、団員を出動せしめて、その作業に協力するものとする。

(3) 災害対策関係機関連携一覧表

機関名	住 所	電話番号	関連事項
後志支庁	倶知安町北1東2	23-1345	予警報の伝達、災害対策事務指導
小樽開発建設部	小樽市潮見台町1	23-5131	国関係公共施設の確保・河川の保全復旧
小樽土木現業所	〃 奥沢町 1丁目	25-2195	道関係公共施設の確保・河川の保全復旧
陸上自衛隊第11 対戦車隊	倶知安町高砂	22-1195	被害者の救助道路橋梁の確保、通信防疫等の応援
気象庁札幌管区気 象台倶知安測候所	〃 南5東1	22-1320	予警報の発令連絡
北海道警察 倶知安警察署	〃 南1東2	22-0110	警備情報の伝達、警備通信施設の利用
後志保健福祉事務 所	〃 北1東1	22-0195	医療、防疫

後志森づくりセンター	〃 南4西1	22-1152	被害者に対する薪炭材の供給
羊蹄山ろく消防組合蘭越消防団	蘭越町 (蘭越支署)	57-5010	警備避難救助、防疫、給水等
ようてい農業協同組合蘭越支所	〃	57-5211	応急、資材、防疫薬剤等の確保
後志農業共済組合南部支所	蘭越町	57-5301	応急、資材、防疫薬剤等の確保
蘭越町女性連絡協議会	〃	57-6047	給食、避難所の応援防疫に対する協力
蘭越町青年団体協議会	〃	57-6429	〃
蘭越警察官駐在所	〃	57-5003	警備、予警報の伝達、救護、通信施設の利用
小樽開発建設部 蘭越河川事業所	〃	57-5331	国関係公共施設について災害情報交換
小樽土木現業所 蘭越出張所	〃	57-5121	道関係 同上
小樽開発建設部 倶知安道路事務所	倶知安町北7東1	22-0133	国関係 同上

(4) 災害対策業務協力組織一覧表

部門	機関名	電話番号	担当事項
警 備	倶知安警察署 (町内各警察官駐在所)	22-0110	災害地の警備、治安維持その他
	羊蹄山ろく消防組合蘭越消防団	57-5010	同 上 人命救助
医 療 ・ 防 疫 保 健 衛 生	後志保健福祉事務所	22-0195	医療並びに防疫業務
輸 送	倶知安駅	57-5101	物資、人員の輸送その他
交 通	小樽開発建設部倶知安道路事務所	22-0133	道路橋梁の確保
	小樽土木現業所蘭越出張所	57-5121	同 上
通 信	倶知安警察署蘭越警察官駐在所	57-5003	警察電話による通信の確保
電 灯	北海道電力(株)蘭越サービス店	57-5100	灯火の確保 (緊急時：0134-22-4581)

## 2 設置及び廃止

本部の設置は、災害対策基本法第23条第1項により町長が設置するものとする

- (1) 大規模な災害が発生する恐れがあり、その対策を要するとき
- (2) 大規模又は広範囲な災害が発生し、特に対策を要するとき
- (3) 気象警報を受け、非常配備体制をとることが必要と認められるとき

また、災害の発生するおそれなくなったとき、及び災害対策活動が完了したとき、町長は本部の廃止をするものとする。

## 3 運営

町長は、災害の予警報又は、災害の発生に伴い、直ちに災害対策本部を庁内に設け、直ちに部長会議を招集し、災害の状況を把握するとともに、災害に対して迅速、かつ適切な対処を講ずるものとする。

## 4 公表

本部を設置したときは、直ちに本部員及び北海道（後志支庁）など関係各機関に通知する。また、廃止についても同様とする。

## 5 非常配置体制

### (1) 本部の配置体制

災害対策本部の設置の有無にかかわらず災害が発生し、若しくは発生する恐れがある場合は、次のとおり非常配備体制をとるものとする。

種別	配備時期	配備内容
第1非常配置体制 (準備)	1. 気象等についての情報又は、警報を受けたとき。 2. その他必要と認めるとき。	情報連絡のため総務部等の少数の人数をもって当たるもので状況によりさらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。
第2非常配置体制 (警戒)	1. 局地的な災害の発生が予想される場合又は、災害が発生したとき。 2. その他必要と認めるとき。	関係各部の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。
第3非常配備体制 (非常体制)	1. 広域にわたる災害又は重大な災害が発生したとき。 2. その他必要と認めるとき。	災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。

(備考) ただし、災害の規模及び特性に応じ上記基準のよりがたいと認められるときは、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

## (2) 本部各部（職員）の配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部の組織が円滑に確立できるよう職員の動員を行い災害対策の措置を迅速に実施するものとする。

### ① 職員の配備、伝達系統及び方法動員体制

蘭越町職員服務規則第16条に基づき、次に掲げる事態が発生し、災害の発生が予想され、あるいは災害が発生した場合、災害対策本部の組織が確立できるよう職員は、連絡を待たずに登庁し、災害応急対策の措置を迅速かつ的確に実施する。

ア 後志支庁西部において震度4以上の地震を観測したとき。

イ 3区津波予報区において津波警報が発令されたとき。

ウ その他の異常な天候により、災害の発生が予想されるとき。

### ② 平常勤務時の伝達系統及び方法

ア 本部が設置された場合、本部長の指示により、総務部長は各部長に対し、庁内放送、電話等により、第一非常配備体制、第二非常配備体制、さらには、緊急事態に備えて本部全職員を出動させる第三非常配置体制を指令する。

イ 各部長は、所属職員に連絡して指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他応急措置を実施する体制を整える。

### ③ 休日又は退庁後の伝達

ア 日直者、警備員による非常伝達

日直者又は警備員は、次に掲げる情報を受け、又は察知したときは総務部長へ連絡して指示を受け、必要な措置を講ずるものとする。

i 災害のおそれがある気象情報等が関係機関から通報され、又は自ら察知し緊急に応急措置を行う必要があると認められるとき。

ii 災害が発生し、緊急に応急措置を行う必要があると認められるとき。

iii 災害発生のおそれがある異常現象の通報があったとき。

イ 配備体制等

前項の連絡を受けた総務部長は、副本部長に通報し、諸措置を講ずるものとする。

ウ 配備体制確立の報告

本部長の指示に基づき、各部長は所属に係る配備体制を整えたときは、直ちに総務部長を通じ本部長または副本部長に報告するものとする。

## 6 事前措置及び避難、応急措置

町長は災害対策基本法（以下「法」という）に基づき、状況に応じて次の措置を講ずるものとする。

① 避難のための立退き勧告、指示（法第60条第1項）、及び解除（同第4項）

② 立退き先の指示（同第2項）

③ 応急措置の実施（法第62条第1項）

④ 警戒区域の設定（法第63条第1項）

ただし、①の実施にあたってはすみやかに知事に報告するものとする。

## 第3節 住民組織等の活用

### 第1 住民組織の協力要請

災害発生時における情報の伝達、被災者の救助、避難所における被災者の生活支援などについて、次の各団体に協力を依頼するものとする。

#### 1 協力要請事項

各住民組織に対しての要請事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害現場における負傷者の応急手当
- (2) 避難所内での炊き出し、罹災者の救護活動
- (3) 義援金品の募集及び整理
- (4) 本部が行う人員、物資の輸送
- (5) その他救護活動に必要で町長が協力を求めた事項

#### 2 住民組織の名称

災害時において、協力要請する住民組織は次表のとおりである。

団体名	事務局	備考
蘭越町日本赤十字奉仕団	保健福祉課・民生係	
蘭越町青年団体協議会	教育委員会・公民館	
蘭越町女性団体連絡協議会	教育委員会・公民館	
蘭越町商工会青年部	蘭越町商工会事務局	
蘭越町商工会女性部	蘭越町商工会事務局	
JA ようてい蘭越支所女性部	JA ようてい蘭越支所	
JA ようてい蘭越支所青年部	JA ようてい蘭越支所	
蘭越町市街地区連合町内会	住民課・住民運動係	
水上・淀川・大谷地域振興会	事務局長宅	黒川
昆布地区振興会	昆布出張所	
名駒振興会	名駒郵便局	竹内
御成地区連合町内会	御成小学校	教頭
富岡地区連合会	会長宅	脇山
三和連合町内会	会長宅	親谷
港連合町内会	会長宅	永澤
目名地区住みよいまちづくり協議会	目名出張所	

#### 3 住民に対する伝達方法

災害情報を住民に伝達する方法は、オフトーク通信、広報車及び消防車両により周知徹底を図るものとする。

# 第3章 情報通信計画

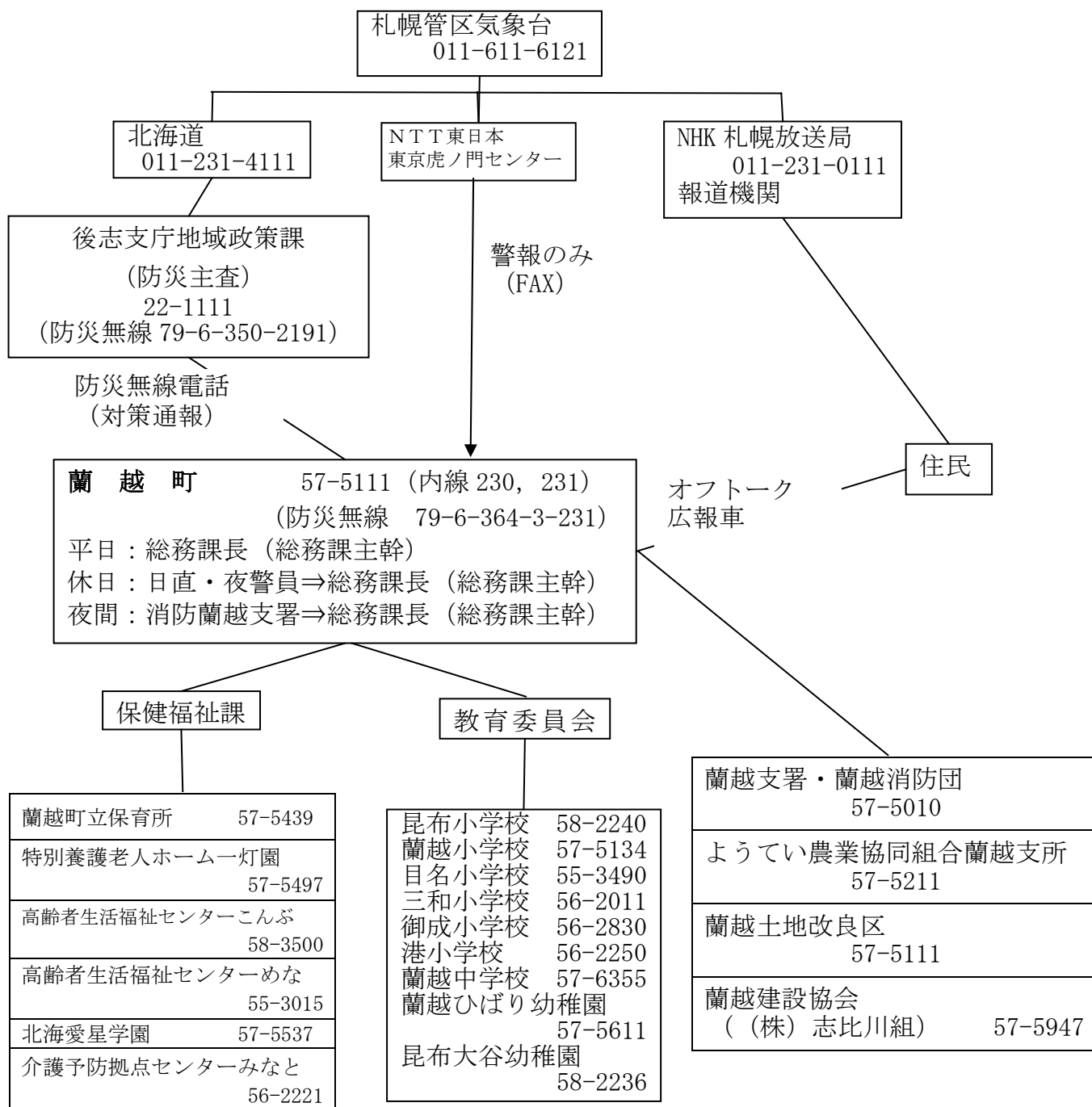
気象警報、災害情報等を関係機関相互において迅速かつ確実に収集し、的確な災害対策を実施するため、必要な災害関係情報の収集及び通報等については、本計画の定めるところによる。

## 第1節 気象警報等の伝達計画

### 第1 気象予警報通知伝達計画

気象官署が発表する気象予警報の伝達は、次に示す気象警報等伝達系統図に基づいて行う。伝達の手段は、電話、広報車等をもって、その状況に応じ最も有効な方法により、通報伝達するものとする。

#### 1 気象予警報等の伝達系統図



## 2 予警報の受理及び伝達

気象官署が発表する予警報は総務課長が受理し、必要に応じて各課長に連絡するものとする。

総務課長が不在の場合は、総務課主幹が受理し、直ちに総務課長に報告を行う。なお、夜間又は休日等、受領担当職員が不在の時は蘭越消防支署もしくは、日直、夜警員が受理し総務課長に報告を行う。

総務課長は気象予警報及び災害情報等の内容により、災害対策本部の設置が必要と予想される場合、速やかに町長及び副町長に報告し、災害対策本部設置の判断を得る。

## 第2節 災害通信計画

### 第1 災害通信計画

#### (1) 電話による通信

災害その他緊急を要するときは、N T T災害時優先登録電話で102番に「非常」又は「緊急」扱いの通話の申し込みをし、関係機関に通報するものとする。

#### (2) 電報による通信

災害時において緊急を要するため、電報を発信する場合は、非常電報である旨を電報取扱局に告げ、電報発信依頼紙の欄外に「非常」と朱書しなければならない。

#### (3) 鉄道電話による通信

#### (4) 警察電話による通信

#### (5) 北海道電力株式会社の専用電話による通信

#### (6) 防災行政無線による通信

#### (7) 消防無線による通信

#### (8) 通信と絶時等における措置

ア 自衛隊の移動無線、有線電話施設、航空機の出動要請

イ 関係機関の移動無線機の要請（道警、支庁）

## 第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画

### 第1 異常現象発見時における措置

#### 1 発見者の通報

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、最寄りの機関（役場、警察官駐在所、消防支署）等に通報するものとする。

#### 2 町長への通報

異常現象を発見した場合、あるいは地域住民から通報を受けた前項の機関は、直ちに町長に対し通報するものとする。

#### 3 町長から関係機関への通報

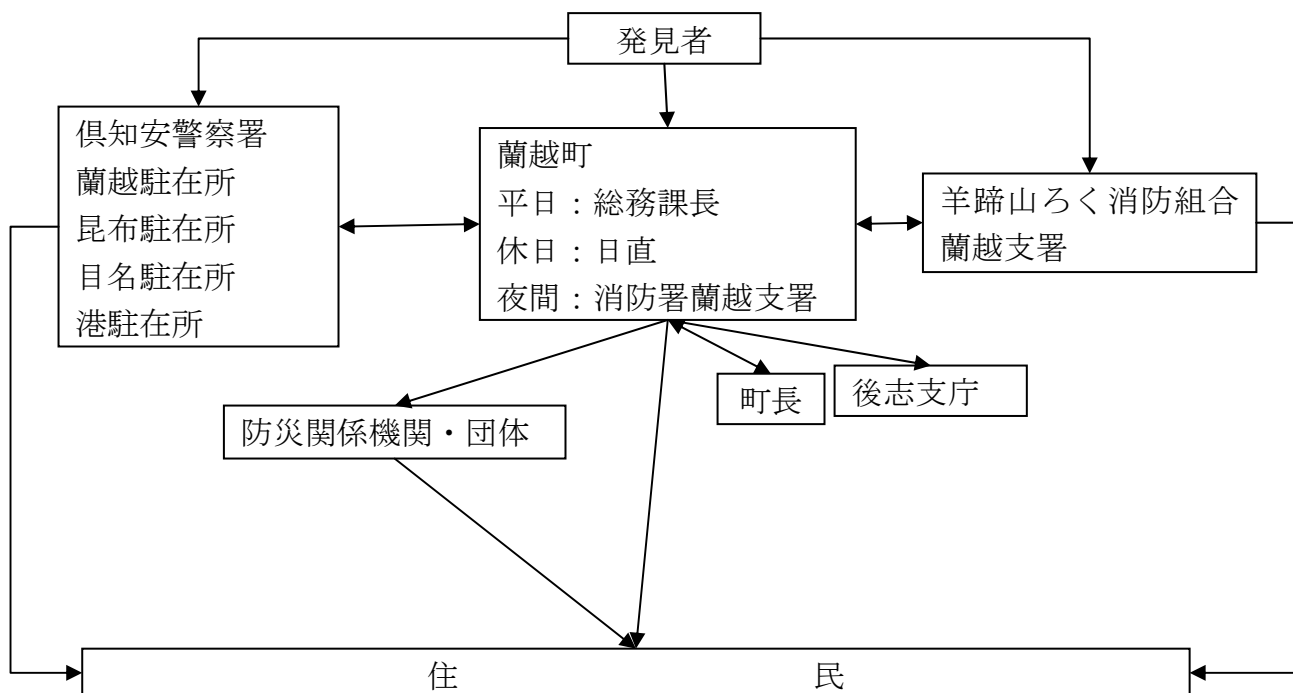
町長は、前項の通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な応急措置計画に従って行うものとする。また、必要に応じて関係機関に通報するものとする。

#### 4 一般住民等に対する通報

予想される災害地域の住民及び関係団体等に周知徹底する場合は、本章第1節気象警報等の伝達計画に従って行うものとする。

## 5 災害情報報告伝達系統

災害情報及び被害状況の報告伝達系統図は次のとおりである。



### 第2 災害情報等の伝達実施責任者

災害情報等の報告及び伝達実施責任者は、総務部長（総務課長）とし、総務副部長（総務課主幹）を代理とする。

### 第3 被害状況等の報告

#### 1 報告

災害が発生した場合、町はその実態の把握に努め、応急措置を講ずるとともに収集した災害情報及び被害状況を後志支庁に報告するものとする。

#### 2 報告の対象

- (1) 人的、住家被害が発生したもの
- (2) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (3) 災害が当初軽微であっても今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該町村が軽微であっても支庁地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- (4) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の要があると認められるもの
- (5) その他特に指示があった災害

#### 3 報告の種類及び内容等

##### (1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により後志支庁に報告する。この場合は、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告する。

##### (2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により後志支庁に報告する。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

##### ア 速報

被害発生後直ちに別表2の様式により件数のみ報告するものとする。

##### イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式によりその都度報告する。ただし、報告の時期等に指示があった場合は、その指示による。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告するものとする。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれの所要の報告を行うものとする。

(4) 報告の方法

ア 災害情報及び被害状況報告(速報及び中間報告)は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

イ 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

**4 被害状況判定基準**

別表3のとおりである。

## 第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防はあらゆる防災の基礎をなすものである。災害の予防は災害対策基本法47条に定める防災予防責任者（指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共団体、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上の重要な施設の管理者）がそれぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生の未然防止のための必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるものとする。

### 第1節 水害予防計画

#### 第1 水防区域

水防上特に重要な警戒区域は、蘭越町水防計画第3章第1節「水防危険区域の指定」のとおりである。

#### 第2 水防計画

水防に関する計画は、水防法に基づき作成した蘭越町水防計画に定めるところによる。

### 第2節 雪害予防計画

#### 第1 雪害予防対策

町長は、降雪時においては常に降雪に関する情報の収集に努めるものとする。また、大雪警報を受理したときは第1非常配備体制をとり、降雪の状況に応じて町道の確保等必要な体制をとるものとする。

#### 第2 孤立地域対策

異常降雪等により交通が途絶した地域において食糧等が極度に不足した場合又は急病患者が発生した場合等においては、関係機関の協力を要請し、雪上車、ヘリコプター等により救急措置を講ずるものとする。

#### 第3 交通確保対策

積雪時に迅速的確なる除雪を実施し、交通の確保を図り、地域産業経済の発展と地域住民の生活安定を図る。

なお、交通を確保する路線は別表「除雪路線計画」のとおりである。

## 別表 除雪路線計画

路線名	除雪区間	延長	備考
		(km)	
(小樽開発建設部所管)			
国道5号線	昆布町～上目名	24.5	小樽開発建設部に て計画
国道229号線	港地区	4.0	
(小樽土木現業所所管)			
昆布ニセコ停車場線	昆布町～昆布温泉	6.0	小樽土木現業所に て計画
北尻別蘭越停車場線	蘭越町～港町	20.0	
磯谷蘭越線	蘭越町～港町	15.7	
相生蘭越線	蘭越町～水上	5.8	
名駒田下線	名駒町～田下	11.0	
岩内洞爺線	湯里～湯本温泉	6.8	
蘭越ニセコ倶知安線	黄金～豊国	5.6	
豊浦ニセコ線	立川～川上	8.4	
岩内蘭越線	蘭越町～新見	10.5	
蘭越停車場線	蘭越町～蘭越市街	0.7	
(蘭越町所管)			
蘭越あけぼの線 外 全町314路線		178.6	蘭越町にて計画

## 第4 積雪時における消防計画

積雪時における消防対策は、防火水槽、消火栓の除雪及び凍結防止と密集住宅周辺路線、市街地は除雪を完全に行い、消火作業を容易にならしめるよう万全を期する。

特に住民には、出入口及び窓等の除雪を常に行い、有事の際は、生命の安全を期するよう防火思想の普及徹底に努める。

## 第3節 融雪災害予防計画

### 第1 気象情報の把握

札幌管区気象台倶知安測候所との緊密な連絡のもとに、降雪の状況、低気圧の発生、経路、降雨、気温の上昇等の状況を把握し、融雪出水の予測に努めるとともに、気象情報については、情報通信計画の定めるところにより、的確な把握及び周知にあたる。

### 第2 河道内の障害物の除去

積雪、捨雪、結氷等により河道が著しく狭められ、災害の発生が予想される箇所については、河道内の除雪等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図るものとする。

### 第3 下水道等の点検

融雪出水前に下水道、排水溝等の清掃を行い、流下能力の確保を図るものとする。

## 第4 道路の除排雪

なだれ、積雪、融雪滞留水等により道路交通が阻害される恐れがある箇所について、障害物の除去に努めるものとする。

### 第4節 高波、高潮・津波等災害予防計画

#### 第1 高波、高潮・津波等災害危険区域

本町の海岸線で警戒を要する区域は、別表4のとおりである。

#### 第2 予防対策

住民に対し高波、高潮・津波等危険区域の周知に努めるとともに、高潮警報等を迅速に伝達し、必要な警戒避難体制を図る。

### 第5節 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等予防計画

#### 第1 急傾斜地危険箇所

本町の急傾斜地の崩壊の警戒を要する箇所は、別表5のとおりである。

#### 第2 予防対策

住民に対し急傾斜地の崩壊による危険箇所の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制を図る。

### 第6節 土石流予防計画

#### 第1 土石流危険箇所

本町の土石流の警戒を要する箇所は、別表6のとおりである。

#### 第2 予防対策

住民に対し土石流による危険箇所の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制を図る。

### 第7節 消防計画

この計画は、羊蹄山ろく消防組合蘭越支署及び、蘭越消防団が火災、その他の災害を防除し、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害を軽減するために必要な事項について定めるものである。

#### 第1 消防体制（羊蹄山ろく消防組合蘭越消防団の消防体制）

##### 1 組織

別表7のとおりである。

##### 2 分掌

消防団長・・・・団を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

副団長・・・・団長を補佐し、団長事故ある場合、団長の職務をとる。

分団長・・・・分団を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

- 副分団長・・・分団長を補佐し、分団長事故ある場合、分団長の職務をとる。
- 消防部長・・・消防部を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。
- 分遣隊部長・・・分遣隊を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。
- 庶務部長・・・分団長の指揮を受け、分団内の庶務を行う。
- 班長・・・班を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。
- 消防団員・・・上司の命に従い、消防団員の任務を遂行する。

## 第2 消防施設の整備状況等

現有の消防施設の整備状況等は別表8のとおりである。

## 第3 火災予防

### 1 予防査察

特定防火対象物、危険物貯蔵所及び一般家庭の予防査察を計画的（年2回、4月、10月）に実施するほか、幼児、高齢者、身障者等の焼死者防止の徹底を目的とした防火査察、指導を計画的（年2回、4月、10月）に実施し、火災等の未然防止を図る。

### 2 防火思想、活動の充実

年2回の火災予防運動を実施し、各事業所、施設等に対する研修会及び消防訓練の指導さらに町広報やチラシ、ポスター等の防災資料を配布して防火思想の普及に努める。また、危険物の貯蔵施設・設備等について、定期的に査察調査を実施し、危険物の貯蔵、取り扱いについて指導するとともに、危険物安全協会等を通じて防火防災思想の向上とその対策を推進する。

## 第4 警防

火災その他の災害を警戒し鎮圧するために必要な運営事項を定め消防の機能を十分に発揮するため、次の事項を定める。

### 1 火災警報

町長は後志支庁長から火災気象通報を受け、火災予防上危険であると認められるときは、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項により火災警報を発令するものとする。

### 2 召集及び出動計画

消防団長は、消防団をサイレンにより招集し、火災の規模等により次の基準で出動を指示する。火災の警戒、鎮圧、その他の災害に所要の人員を確保し速やかに事態に対処する体制をとるものとし、具体的な事項については、消防業務計画による。

#### (1) 通常火災の場合

火災の状況により各分団長に指示

#### (2) 大火災又はそのおそれがあると認められた場合

全分団出動の指示

## 第8節 災害時要援護者対策計画

災害発生時には幼児、高齢者、障害者等の災害時要援護者が犠牲になる場合が多い。このため、町及び防災関係機関は災害時要援護者の安全を確保するため住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制や避難誘導等の防災体制の整備に努める。

### 第1 町及び防災関係機関

災害時要援護者について、あらかじめその実態を把握し、避難誘導等の方法について、具体的に定めておく必要がある。また、避難所や避難路の指定にあたっては、地域の災害時要援護者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分に配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及、啓発に努める。

### 第2 社会福祉施設

施設管理者は災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておくものとする。また、平常時から市町村との連携の下に施設相互間並びに他施設、近隣住民等と入所者の実態に応じた協力が得られるような体制の整備に努めるものとする。

### 第3 援助活動

災害時要援護者の早期発見等に努めるとともに、災害時要援護者の状況に応じた適切な援助活動を行うものとする。

#### 1 災害時要援護者の発見

災害発生後、直ちにあらかじめ把握している災害時要援護者についての所在を確認し、居宅に取り残された災害時要援護者の早期発見に努める。

#### 2 避難所等への移送

災害時要援護者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置をする。

- ア 避難所への移動
- イ 病院への移送
- ウ 施設等への緊急入所

#### 3 応援依頼

救助活動の状況や災害弱者の状況を把握し、適宜、道及び近隣市町村へ応援を要請する。

## 第9節 自主防災組織の育成に関する計画

災害時に地域住民、事業所別等の防災組織を組織し、防災関係機関と住民とが一体となった、より効果的な防災応急対策を推進するため、町をはじめ防災関係機関は防災に関する各種の広報、啓蒙活動を積極的に行い、町民の防災意識の高揚に努め、自主防災組織の設置、育成を図るものとする。

## 第1 地域住民による防災組織

地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して消火活動や、救出、救護活動をはじめ、高齢者や障害者等の災害時要援護者の避難等の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

## 第2 事業所等の防災組織

学校、保育所、幼稚園等、自衛防災組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、制度の徹底を図るとともに、防災要員の資質の向上に努める。また、法令により義務づけられていないその他の事業所についても、自主的な防災組織の設置育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

## 第3 自主防災組織の概要

### 1 自主防災組織の編成

機能を十分に発揮するためにあらかじめ地域の実情をふまえた組織内の役割分担を定めておく必要がある。なお、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされているため、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織についてはいくつかのブロックに分け編成する。

### 2 自主防災組織の活動

#### (1) 平常時の活動

防災知識の普及、防災訓練の実施、防災用資機材の整備・点検。

#### (2) 災害時の活動

地域の警戒、被害状況の把握伝達、出火防止及び初期消火、救出・救援避難勧告・命令の伝達及び誘導・給水を行う。

## 第10節 防災訓練計画

防災についての知識及び技術の向上並びに住民の防災意識の向上を図り、もって災害応急対策の円滑な実施を推進するため、町は単独又は関係機関と協力して防災訓練を行うものとする。

### 第1 訓練の種類

- (1) 水防訓練
- (2) 消防訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 災害通信訓練
- (5) 非常召集訓練
- (6) 津波避難訓練（港地区一津波による浸水想定区域）

### 第2 訓練の方法

前項の訓練は、別に定める要領により実施する。

# 第5章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害対策基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画で、災害対策基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施を図るものとする。

## 第1節 災害情報通信計画

### 第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。町長は災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を後志支庁長に報告するものとする。また、北海道地域防災計画に定める災害情報等報告取扱要領に従い、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。

### 第2 災害情報等の内容及び通報の時期

- (1) 災害の状況及び応急対策の概要・・・・・・・・発生後速やかに
- (2) 災害対策本部の設置・・・・・・・・災害対策本部を設置した時直ちに
- (3) 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・・・・・・被害の全ぼうが判明するまで、又は  
応急復旧が完了するまで
- (4) 被害の確定報告・・・・・・・・被害状況が確定したとき

### 第3 被害状況報告

災害が発生した場合、町長は第4の「災害情報等報告取扱要領」に基づき、後志支庁長及び知事に報告するものとする。なお、通信の途絶等により知事に報告できない場合は、直接、国（消防庁）に報告するものとする。

### 第4 災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を後志支庁長に報告するものとする。

#### 1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、概ね次に掲げるものとする。

- (1) 人的災害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要するものと思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれのある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても支庁地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。

(6) その他特に指示のあった災害。

## 2 報告の種類及び内容

### (1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。

### (2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政期間及び指定公共機関の維持する施設等（住家を除く）については除くものとする。

#### ア 速報

被害発生後直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

#### イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等については、特に指示のあった場合はその指示によること。

#### ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

### (3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令の定めに従い、それぞれの所要の報告を行うものとする。

## 3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

## 4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は別表3のとおりとする。

## 第5 災害通信計画

災害時の防災関係機関相互の通信連絡は日本電信電話（株）の公衆通信設備等を使用して行うが、災害によりそれらの通信設備が使用できない場合は次の方法により通信連絡を行うものとする。

### 1 電話による通信

#### (1) 非常扱いの通話

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合は災害の予防若しくは電力の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする手動接続電話。

#### (2) 緊急扱いの通話

非常通話を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする手動接続通話。

#### (3) 非常・緊急通話の利用方法

- ① 102番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケーターを呼び出す。
- ② NTTコミュニケーターがでたら

ア 「非常又は緊急扱いの通話の申込み」と告げる。

イ 予め指定した登録電話番号と機関名を告げる。

ウ 通話先の電話番号を告げる。

エ 通話内容を告げる。

③ NTTコミュニケーターが一度切って待つように案内する。

④ 呼び出された接続が完了したら、通話を開始する。

(4) 電気通信事業法及び契約約款に定める通信内容、機関等

① 非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱う。

通話の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生する恐れがあることの通報又はその警告若しくは予防のための緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のための緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他の電力供給確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救助に必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間

② 緊急取扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限  
り取り扱う。

通 話 の 内 容	機 関 等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その 他人命の安全に係わる事態が発生し、又は発生す る恐れがある場合において、その予防、救助、復 旧等に関し緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う 機関相互間(①の8項に掲げる ものを除く) (2) 緊急事態が発生し、又は発 生する恐れのあることを知っ た者と、(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生す る恐れがあることを知った者 と、警察機関との間
3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の 報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信 社の機関相互間
4 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な 役務の提供その他生活基盤を維持するために緊急 を要する事項	(1) 水道、ガスの供給の確保に 直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関 相互間

## 2 北海道総合行政ネットワークのよる通信

役場から各市町村、北海道、各支庁に対しての通信（FAXを含む）は、本ネットワ  
ークを使用する。

（使用方法）

- ① 電話・・・庁舎内各々の電話から「676」のあとに機関番号、内線番号と  
続けてダイヤルする。
- ② FAX・・・総務課設置のFAXから発信する。

## 3 通信途絶における措置

上記の各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は著しく困難なときは、  
臨機の措置を講ずるものとする。

## 第2節 災害広報計画

### 第1 町の広報

町は、防災関係機関との連絡を密にし、住民に対して広報活動を実施する。

#### 1 広報内容

- (1) 災害に関する情報（注意報、警報、危険区域等）
- (2) 避難所等について（避難所の名称、位置、経路等）
- (3) 交通情報（不通箇所、開通見込日時等）
- (4) 火災状況（発生箇所、避難指示等）
- (5) 電気、水道、ガス等公共事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
- (6) 医療救護所の開設状況
- (7) 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- (8) 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者）
- (9) 河川、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- (10) 住民の心得等、民心の安全及び社会秩序保持のため必要とする事項

#### 2 広報方法

あらゆる広報媒体（オフトーク通信、広報車、消防自動車、新聞、チラシ、広報紙、テレビ、ラジオ等）を利用して、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期すものとする。また、高齢者、障害者等の災害時要援護者への伝達に十分配慮する。

#### 3 防災マップ・洪水ハザードマップ

防災マップ・洪水ハザードマップを配布し、災害に関する浸水・土砂災害の危険区域、予警報の伝達方法、避難場所についての周知徹底を図る。

### 第2 防災関係機関の広報

各防災関係機関は、それぞれ定めた災害時の広報計画により、住民への広報を実施する。特に住民生活に直結した機関（道路、交通、電気、水道、ガス等）は応急対策活動とこれに伴う復旧状況を、定期的に住民に広報するとともに、町に対し、情報の提供を行うものとする。

## 第3節 水防計画

### 第1 水防計画

洪水その他水害時における水防は、水防法に基づき別に定める「蘭越町水防計画」によるものとする。

## 第4節 応急措置実施計画

### 第1 応急措置

町長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者は、法令及び本計画に定めるところにより、応急措置を実施するものとする。

なお、災害時に町が実施する次に掲げる事項に関する事務及び全部又は大部分の事務を行うことのできなくなったときは、知事が基本法第73条の規定に基づき、町長が実施する応急措置の全部又は一部を代わって実施するものとする。

- (1) 警戒区域の設定 (基本法第63条第1項)
- (2) 応急公用負担の実施 ( 〃 第64条第1項)
- (3) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施 ( 〃 第64条第2項)
- (4) 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者の従事命令の実施 ( 〃 第65条第1項)

## 第5節 避難計画

### 第1 避難実施責任者及び措置内容

災害により町民の生命及び身体に危険がある場合、必要と認める地域の居住者等に対し避難のための立ち退きの勧告又は指示を行い、併せて立ち退き先を指定するものとする。また、町長又は、町職員（消防吏員を含む）による避難のための勧告及び指示ができないと認められるとき、又は町長から要請を受けたときは、警察官、知事の命令を受けた道職員、自衛官が地域の居住者等に対し避難のため立ち退きを指示するものとする。

避難実施責任者	目的・要件	根拠法令
町長 または町長の命令を受けた町職員(消防吏員を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生し、または発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き指示、立退き先の指示を行う。</li> <li>・避難勧告・指示を発令または解除した時には、後志支庁長に報告しなければならない。</li> <li>・立退き指示等ができない場合は、警察官にその指示を要請する。</li> </ul>	災害対策基本法第60条 水防法第22条
北海道知事または知事の命令を受けた道職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水、氾濫または地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、またはその可能性が大きいと認められるときは、避難を勧告または指示することができる。</li> <li>・知事は上記以外の災害において、町長が避難のための立退きの勧告および指示に関する措置ができないときは、町長に代わって実施する。</li> </ul>	災害対策基本法第60条 同 第72条 水防法第22条 地すべり等防止法25条

避難実施責任者	目的・要件	根拠法令
警察官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長から要請があったとき、または、町長が立退き指示ができないと認める時は、立退き指示または立退き先の指示を行う。この場合直ちに町長に通知する。</li> <li>・災害による危険が切迫した時は、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合、公安委員会にその旨報告する。</li> </ul>	災害対策基本法 第61号 警察官職務執行法第4条 警察官職務執行法第6条第1項
自衛官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害派遣された自衛官は、災害が発生し、または発生しようとしている場合において、町長、警察官がその場にいないときに限り、次の措置を執ることができる。この場合、その旨を町長に通知する。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 町民等の避難等の措置</li> <li>② 他人の土地等への立ち入り</li> <li>③ 警戒区域の設定等</li> <li>④ 他人の土地等の一時使用および工作物等の除去</li> <li>⑤ 町民等への応急措置業務従事命令</li> </ol>	自衛隊法第94条  災害対策基本法 第63条第3項 災害対策基本法 第64条第8項 災害対策基本法 第65条第3項

## 第2 避難の勧告・指示の基準

### (1) 避難勧告（事前避難）

- ア 大雨、暴風、洪水、波浪、高潮、津波の警報等が発表され避難の準備あるいは、事前に避難を要すると判断されるとき。
- イ 河川が氾濫し、被害が予想されるとき。
- ウ その他諸般の状況から避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。

### (2) 避難指示

- ア 緊急避難
  - 避難勧告のいとまがないとき又は被害の危険が目前に切迫していると判断されるときは、至近の安全な場所へ避難させる。
- イ 収容避難
  - 避難勧告により利用している避難場所が危険となったとき、他の安全な場所に緊急避難をさせる場合は、輸送用の車両を用意する等あらゆる手段を講じ収容避難させる。

## 第3 避難勧告の伝達方法

### (1) 伝達する内容事項

- ア 避難場所
- イ 避難経路
- ウ 避難勧告の理由

## エ 注意事項

- (ア) 避難時の戸締り
- (イ) 家屋の補強、家財道具の安全な場所への移動等
- (ウ) 火の元の注意

## (2) 伝達の方法

地域の条件を考慮し、いずれかの方法により行うものとするが、状況に応じ極力2つ以上の方法を併用するものとする。

- ア オフトーク通信又は広報車、消防自動車等により関係地域を巡回し、伝達する。
- イ 本部から当該地区の住民組織等の協力を得て住民に伝達する。
- ウ 町職員、消防職員、消防団員等により個別訪問し、伝達する。

## (3) 関係機関への報告・通報

- ア 町長が避難のための勧告又は指示を発令したときは速やかに後志支庁にその旨を報告するものとし、解除したときもまた同様とする。
- イ 警察署に連絡し、協力を得る。
- ウ 避難場所として利用する施設の管理者に対し、至急連絡をとり協力を求める。

## (4) 避難場所及び避難所毎の収容人数、施設の状況

- ア 地震、その他の災害時の場合は、別表9のとおりとする。ただし、地震・津波災害等による応急・緊急避難を要する場合は、別表10の学校校庭、公園等広場を応急（広域）避難場所とする。
- イ 尻別川本流洪水災害時の場合は、蘭越町水防計画第5章第5節避難のとおりとする。

## (5) 各地区毎の避難方法

避難者の誘導は、災害対策本部員、消防団員及び警察官等が行うが、行政協力員の協力を得て避難命令の伝達、避難者の掌握を行い、老人、幼児、傷病者及び婦人等を優先的に誘導するよう配慮するものとする。

# 第6節 救助・救出計画

## 第1 実施責任者及び措置内容

### 1 蘭越町

町長は、（災害救助法を適用された場合を含む）災害により生命・身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については速やかに医療機関に収容する。また、災害時に救助力が不足すると判断した場合は隣接市町村、北海道等に応援を求めることができる。

### 2 倶知安警察署

陸上において、罹災者、負傷者、疾病者の生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。

### 3 小樽海上保安部

海上における、人命及び財産を保護するために必要な措置の実施する。

## 4 北海道

町長から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときはその状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

### 第2 救助救出活動

#### 1 陸上における救助救出活動

町及び倶知安警察署は、緊密な連携のもとに被災地を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、救助関係機関及び住民の協力を得て、人命の保護と被災地の救出、救護を実施する。

#### 2 海上における救助救出活動

小樽海上保安部は、海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変、その他救済を必要とする場合における救助を行う。

## 第7節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救護若しくは救助のための資機材、物資の輸送は、町長が関係機関の協力を得て行うものとする。

### 第1 輸送の範囲

- (1) 被災者を避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 被災者救助のための必要な人員、器材等の輸送
- (4) 飲料水の確保と運搬給水
- (5) 救援物資の輸送
- (6) その他災害時に対策本部が行う輸送

### 第2 輸送の方法

#### (1) 陸上輸送

災害時においては、関係機関の協力を求めるほか、民間輸送業者等の車両を借り上げるものとする。

#### (2) 海上輸送

海上輸送の必要が生じた場合は、関係機関の協力を得て、船舶の借上げ等を行うものとする。また、災害の規模においては小樽海上保安部に協力要請を行うものとする。

#### (3) 空中輸送

災害により、被災者の救助、物資の輸送等空中輸送の必要が生じたときは、町長は後志支庁を経由して自衛隊のヘリコプター等の派遣要請を行うものとする。また、ヘリコプター発着場所及び物資の可能な地点には、次のとおり表示しなければならない。

- ① 吹流し等による風向表示
- ② 着地点には、着地点（直径30m）のほぼ中央に石灰等で直径10mの正円をかき、中央にHと表示する。
- ③ 発着地点の目印となるものを後志支庁に報告する。
- ④ 夜間の場合は、着地予定地の四方に赤色回転灯を設置する等の方法を講ずるも

のとする。

#### 【燃料の調達】

調 達 先	所 在 地	電 話
(有) 深尾商店	目名町	55-3231
楠村商事 (株)	昆布町	58-2426
J A ようてい 蘭越給油所	蘭越町	57-5622
(有) 石田商店	蘭越町	57-5941

#### 【物資投下・ヘリコプター発着可能地点】

地 区 名	地 点 名	面 積	備 考
蘭越町	蘭越中学校グラウンド	3 2, 6 2 3 m <sup>2</sup>	
蘭越町	総合運動公園	1 2, 4 7 6 m <sup>2</sup>	
目名町	目名小学校グラウンド	1 2, 0 1 7 m <sup>2</sup>	
名駒町	旧名駒小学校グラウンド	8, 3 7 0 m <sup>2</sup>	
蘭越町	蘭越小学校グラウンド	7, 5 4 6 m <sup>2</sup>	
字三和	三和小学校グラウンド	6, 2 6 4 m <sup>2</sup>	
昆布町	昆布小学校グラウンド	5, 4 3 0 m <sup>2</sup>	
港 町	港小学校グラウンド	5, 2 7 5 m <sup>2</sup>	
字御成	御成小学校グラウンド	4, 7 2 2 m <sup>2</sup>	
字湯里	旧湯里小学校グラウンド	3, 9 7 9 m <sup>2</sup>	

## 第 8 節 食糧供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者に対する食糧供給に関する計画は、次のとおりである。

### 第 1 主要食糧供給計画

#### (1) 実施責任者

主要食糧の供給は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任を受けて町長が行う。

#### (2) 供給の対象者

ア 避難所に収容された罹災者

イ 住宅の被害が全壊、全焼、流出、埋没、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない者

ウ 床上浸水の場合は、供給の対象とならないが、避難の指示に基づき避難所に収容された者は対象とする。

エ 被災地において、救助作業、応急措置等に従事している者

#### (3) 応急供給品目

供給品目は原則として米穀とするが、災害の状況により炊き出しができず、パンによる給食が必要な場合は、知事に要請し、政府保有の乾パンの供給を受けるものとする。

る。

#### (4) 応急供給の数量

1人当たりの供給数量は概ね次のとおりとする。

ア 被災者に対する給食は、1食当たり換算して200gの範囲内とする。

イ 被災状況によって通常配給できない時の配給は、1日当たり精米換算400gの範囲内とする。

ウ 乾パン、麦製品の精米換算率は100%とする。

エ 災害救助、応急災害作業に従事する者に対する給食は、1食当たり300gの範囲内とする。

#### (5) 応急用米穀の供給方法

町長は、炊出し等の給食に応急用米穀等を町内において確保できない場合は、その確保について知事に要請するものとする。

### 第2 副食、調味料供給計画

副食、調味料については、必要に応じ、町内の取扱業者から調達するが、調達が困難な場合は、知事に要請する。

### 第3 炊き出し計画

#### (1) 炊き出し

被災者及び災害応急対策に従事している者に対する炊き出しは、給食部を中心として、関係機関の協力を得ながら学校等の給食施設等の既存施設を利用して行う。

なお、実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

ア 炊き出し現場に責任者を配置し、責任者はその実施に関し、指導をするとともに関係事項を記録しておく。

イ 献立は栄養価等を考慮して定めなければならないが、被災の状況により食器等が確保され配給されるまでの間は、にぎり飯と漬物、缶詰の副食などを配給する。

#### (2) 炊き出しの食品衛生

炊き出しにあっては、常に食品の衛生に心がけ、特に次の事項に留意するものとする。

ア 炊き出し施設には、飲料適水を供給する。

イ 必要な器具、容器を十分確保する。

ウ 炊き出し所には、洗浄設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。

エ ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。

オ 原料は、できるだけ新鮮なものを仕入れ、保管にも留意する。

#### (3) 炊き出し等の費用及び期間

費用及び期間は、災害救助法が適用された場合は、その基準による。

## 第9節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

### 第1 給水対象者

給水は災害のために飲料水を得ることができない者に対し、行うものとする。なお、給水量は1人当たり1日3リットル以上を確保するものとする。

### 第2 給水の方法

#### (1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク、散水車、消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送のうえ、住民に給水するものとする。この場合、散水車、消防タンク車等の使用にあたっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

#### (2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

#### (3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めるときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

### 第3 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、近隣市町村又は自衛隊等へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水器材の応援を要請するものとする。

#### 【給水施設の状況】

給水施設の名称	計画給水人口(人)	現在給水人口(人)	原水種別	配水方法	取水施設の所在地
蘭越・目名地区簡易水道	4,600	3,741	湧水	自然流下	字湯里道有林 170 班内浅瀬川湧水地点 字田下 217-3 ポン貝殻沢川第2川湧水地点
三和地区簡易水道	1,100	689	〃	〃	字上里 100-1 堤の沢川第2支流川湧水地点
御成地区簡易水道	990	481	〃	〃	字上里 114 三部沢川湧水地点
昆布地区簡易水道	1,300	805	〃	〃	字湯里 680-1 地先ニセコアンベツ2号川湧水地点

## 第10節 衣料・生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については町長が実施する。なお、災害救助法が適用された場合は知事又は知事の委任を受けて町長が実施する。

### 第1 対象者

災害により住宅が全焼、流出、全壊、半焼、半壊、及び床上浸水となった者で被服寝具、その他の生活物資を喪失し、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

### 第2 給与又は貸与の方法

災害対策本部は、世帯構成員別被害状況を把握し、配分計画をたてて救助物資を調達する。

### 第3 給与又は貸与の費用及び期間等

給与又は貸与の品目、支給基準、費用及び期間については災害救助法が適用される場合に準ずる。

### 第4 給与又は貸与物資の種類

- (1) 寝具
- (2) 外衣
- (3) 肌着
- (4) 身の廻り品
- (5) 炊事道具
- (6) 食器
- (7) 日用品
- (8) 光熱材料

### 第5 物資の調達先

必要に応じ、町内の業者より調達するが、調達が困難な場合は、後志支庁長を通じ知事に要請する。

## 第11節 住宅対策計画

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理のできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。なお、救助法が適用された場合は知事の委任を受けて避難所の設置及び応急仮設住宅を建設する。

### 第1 実施の方法

町長は必要により住家が被害を受け、居住の場所を失った者を収容保護するため公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

#### 1 避難所

町長は、必要により住家が被害を受け、居住の場所を失った者を収容保護するため公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

#### 2 応急仮設住宅

##### (1) 入居対象者

次の条件に該当していなければならない。

ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力では住家を確保できない経済的弱者で次に該当する者であること。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子家庭、老人、病弱者、身体障害者、勤労者、小企業者等

##### (2) 入居者の選定

ア 生活能力が低くかつ住宅の必要度の高い者より順次選ぶものとする。

イ 入居者の選考にあたっては、被災者の資力、その他の生活状況を調査の上、決定する。

##### (3) 建設戸数

ア 建設戸数は全壊、全焼及び流出世帯数の3割以内とする。ただし、止む得ない場合には、市町村相互間において設置戸数の融通ができる。

イ 被害の程度、深刻さ、住民の経済能力、住宅事情等により特に必要な場合は、厚生労働大臣の承認を得て限度戸数を引き上げることがある。

##### (4) 規模、構造及び存続期間

ア 応急仮設住宅の標準規模は、1戸につき29.7平方メートルを基準とする。構造は原則として軽量鉄骨組立方式による5連立以下の連続立て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」とおりとする。ただし、被害の程度その他の必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建設工事が完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために、特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

### 3 住宅の応急修理

#### (1) 応急修理を受ける者

- ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。
- イ 自らの資力では応急修理ができない者であること。

#### (2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

#### (3) 応急修理の戸数

- ア 限度戸数は、町の半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、止むを得ない場合には市町村相互において戸数の融通ができる。
- イ 災害の状況により必要があれば、例外的措置として厚生労働大臣の承認を得て修理戸数の限度を引き上げることがある。

#### (4) 修理と範囲と費用

- ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。
- イ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

### 4 災害公営住宅の整備

#### (1) 災害公営住宅

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に低所得罹災世帯のため国庫から補助（割当）を受けて整備し、入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常な自然現象による災害の場合。

- (ア) 被災地全滅の滅失戸数が500戸のとき
- (イ) 町全体の滅失戸数が200戸以上のとき
- (ウ) 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

- (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- (イ) 滅失戸数が町全体の住宅戸数の1割以上のとき

#### (2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。

#### (3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者の条件

- (ア) 災害発生の日から3ヶ年間は当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- (イ) 災害発生後3ヶ年間は、月収268,000円以下で事業主体が条例で定める金額を越えない世帯であること。
- (ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族がある世帯であること。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。

イ 補助対象戸数

町の整備戸数は、被災滅失住家戸数の3割以内、ただし、激甚災害の場合は、災害により滅失した戸数の5割以内

ウ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

エ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

オ 国庫補助

(ア) 建設、買取りを行う場合

標準建設、買取費等の2/3 ただし激甚災害の場合は3/4

(イ) 借上げを行う場合

共同施設等整備費の2/5

5 資材の斡旋、調達

町長は、建築資材等の調達が困難な場合は、支庁に斡旋を依頼するものとする。

## 第12節 防疫計画

地震や洪水等の災害時には、火災や家屋の浸水または流失物等に洪水時の浸水による便槽溢水等により衛生状態が悪化し、感染症や食中毒等が発生するおそれがある場合、町長は、ねずみ、昆虫等の駆除措置及び感染症予防のための消毒等を、知事の指導、指示に基づき実施する。また、町長は、災害による被害が甚大で、町のみで防疫が困難なときは知事に対し応援を要請するものとする。

### 第1 防疫の指示及び命令

町長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号 以下「感染症法」という）に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示及び命令に従い実施する。

- (1) 消毒方法の施行に関する指示（感染症法第27条第2項）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項）
- (3) 家用水の供給に関する指示（感染症法第31条第2項）
- (4) 物件に係る措置に関する指示（感染症法第29条第2項）
- (5) 公共の場所の清潔方法に関する指示
- (6) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条及び第9条）

### 第2 防疫の実施組織

- (1) 町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のため防疫班を編成する。
- (2) 防疫班の編成は、おおむね衛生技術員1名、事務職員1名、作業員3名とする。

### 第3 防疫の種別と方法

#### 1 臨時予防接種

知事より指示があったときは、町長は予防接種を実施する。

#### 2 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するが、知事の指示があった場合、町長は道路溝渠、公園等の公共の場を中心に実施する。

(1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分する。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定による。

(2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないように処分する。

### 3 消毒方法

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成11年3月31日、健医感発第51号「一類感染症、二類感染症、三類感染症の消毒・滅菌に関する手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

(1) 飲料水

給水施設として井戸を使用している場合の消毒は、その水1㎡当たり20ccの次亜鉛素酸ソーダ溶液（10%）を投入し、十分かくはんした後2時間以上放置させ使用させるものとする。なお、水害等で汚水が直接入ったような場合又はウイルスに汚染されたおそれが強いときは、消毒の上、井戸がえを施さないと使用させないものとする。

(2) 家屋内

汚染された台所、炊事場、食器戸棚など中心にクレゾール水などを用いて拭浄し、床下には湿潤の程度に応じ所要の石灰を散布すること。

(3) 便所

便所は石灰酸水、クレゾール水又はホルマリン水をもって拭浄するか散布し、便槽は、か性石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を十分拡散させ、1週間以上放置したのち処理するものとする。

- ・か性石灰末           し尿貯留量の30分の1以上
- ・石灰乳               "           5分の1以上
- ・クロール石灰水       "           5分の1以上

### 4 ねずみ、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

### 5 家庭水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

## 第5 避難所等の防疫指導

町長は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

### 1 健康調査等

避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

### 2 清潔方法、消毒方法等の実施

保健所等の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

### 3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

### 4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

## 第13節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療及び助産の実施は、本計画に定めるところによる。

### 第1 実施方法

災害が発生し、多くの負傷者が発生し、又は発生していることが予想される場合、災害対策本部は医療関係者と協議し、医療、助産に当たるものとする。

#### 【医療機関】

(医科)

病 院 名	所在地 電話番号	診療科目	医療技術者		病床数
			医師	看護師	
蘭越町立蘭越診療所	蘭越町 156 57-5424	内科・小児科 理学療法科	1	1	15
蘭越町立昆布診療所	昆布町 24-52 58-2203	内科・外科	1	3	4
医療法人社団静和会 昆布温泉病院	字黄金 118 58-2231	内科・整形外科 リハビリテーション科	2	31	124

(歯科)

病 院 名	所在地 (電話番号)
蘭越町立蘭越歯科診療所	蘭越町 253 (57-5181)
らんこし中央歯科	蘭越町 108-1 (51-2002)
山田歯科医院	蘭越町 171-4 (57-5888)

### 第2 医薬品等の確保

医療救護活動に必要な医薬品、医療資機材等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

## 第14節 清掃等計画

災害時における被災地のゴミ収集、し尿の汲み取り、死亡獣畜の処理、放浪犬の処理等（以下「清掃等の処理」という）の業務については、町長が行う。町長は、町のみで処理することが困難と認めるときは、道及び近隣町村に応援を要請するものとする。

### 第1 清掃等の方法

#### 1 ごみ及びし尿の収集、運搬及び処分の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第2項及び同法施行令（昭和46年政令第300号）第3項に規定する基準に従い、所要の措置を講ずるものとする。

#### 2 ごみ収集処理

伝染病発生の源となる汚物から順に収集し、一般的なごみは、その後収集するものとする。また、災害の状況により町の清掃能力を持っても収集することが困難な場合は、一般車両の出動を要請し、被災地のゴミ収集に当るものとする。

じん芥収集車 2台

#### 3 し尿収集処理

被災地域の完全収集にあたるものとするが、被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量の2～3割程度の収集を全戸に実施し、各戸の便所の使用を早急に可能にする。し尿の処理は、し尿処理場を使用するが、災害の状況により完全処理が不可能な場合には、一時貯留し、後日消化槽で処理する。

#### 4 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行なうものとする。ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、後志保健福祉事務所長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

- (1) 処理衛生上他にも影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。
- (2) 移動できないものについては、保健福祉事務所長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。
- (3) 前(1)及び(2)において埋却する場合にあっては、1m以上覆土するものとする。

#### 5 放浪犬の処理

- (1) 放浪犬は、捕獲をして適当な場所に收容すること。
- (2) 住民に対し、放浪犬を收容している旨の周知を図ること。

## 第15節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画

災害による行方不明者及び死者がある場合の捜索・処理は、町長が倶知安警察署、小樽海上保安部、自衛隊等の協力を得て行うものとする。ただし、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が実施する。

### 第1 実施の方法

#### 1 行方不明者の捜索

##### (1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者。

##### (2) 捜索の実施

町長が、消防機関、警察官及び海上保安官に協力を得て要請し捜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。捜査中において死体を発見したときは、陸上では倶知安警察署、海上では小樽海上保安部に届けて、警察官、海上保安官の見分及び医師の検案を受けるものとする。

#### 2 死体の処理

##### (1) 対象者

災害の際、死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が死体の処理を行うことができない者。

##### (2) 処理の範囲

- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- イ 死体の一時保存（町）
- ウ 検案
- エ 死体見分（警察官、海上保安官）

#### 3 死体の埋葬

##### (1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のための埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない死体。

##### (2) 埋葬の方法

- ア 町長は、死体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。
- イ 身元不明の死体については警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。
- ウ 埋葬の実施が町において実施できないときは、関係機関の協力を得て行う。

### 【火葬場・埋葬場の所在地】

区分	名称	所在地	管理者
火葬場	蘭越町斎場	蘭越町538番地	蘭越町長
埋葬場	蘭越墓地	蘭越町541番地	蘭越町長
	名駒墓地	名駒町425番地	〃
	黄金墓地	字黄金 77番地	〃
	目名墓地	目名町539番地	〃
	港 墓地	港町1404番地	〃
	川上墓地	字川上136番地	〃
	日出墓地	字日出417番地	〃
	旭台墓地	字旭台116番地	〃
	富岡墓地	字富岡626番地	〃
	御成墓地	字御成419番地	〃
	昆布墓地	昆布町385番地	〃
	共栄墓地	字共栄 32番地	〃
	貝川墓地	字貝川268番地	〃
	三和墓地	字三和628番地	〃
上里墓地	字上里191番地	〃	

## 第16節 文教対策計画

応急教育並びに教育施設の応急復旧対策は、町長及び教育委員会が行う。

なお、各学校ごとの災害発生の場合に伴う適切な措置については、避難対策部の指導のもとに各学校長が具体的な応急対策を講じ実施する。

### 第1 事前措置

#### 1 教育委員会

ア 災害に備え、小・中学校・公民館等の社会教育施設の施設状況を把握し、必要に応じて補修補強等の予防措置を行う。

イ 各学校を通じて、児童・生徒に対し、地震についての知識及び心得についての指導を行う。

ウ 各施設の責任者は、消化設備、階段、出入口及び非常口等の定期的な点検の実施を指導する。

#### 2 各学校

ア 父兄及び教職員との連絡方法を確認しておくとともに、日々の児童・生徒の現状を正確に把握しておく。

イ 負傷者の救急措置のため医薬品を常備し、定期的に点検する。

ウ 消化設備、階段、出入口及び非常口等を定期的に点検する。

## 第2 応急対策

### 1 施設の確保と復旧対策

#### (1) 応急復旧

被害の程度により、応急修理のできる場合は、速やかに修理し施設の確保に努めるものとする。

#### (2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

#### (3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等の公共施設や他の学校の校舎を利用し、授業の確保に努める。

#### (4) 仮校舎の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築を検討するものとする。

### 2 教育の要領

#### (1) 災害の状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努めている。

特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

#### (2) 特別教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ 教育活動の場所が寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学路その他被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないように注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。

オ 教育活動の実施にあたっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な傷害に十分配慮する。

#### (3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

### 3 教職員の確保

教育委員会は、当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障をきたさないようにする。

### 4 学校給食等の措置

#### (1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続ができるよう応急措置を講じ、給食の継続を図るものとする。

#### (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。

#### (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

### 5 衛生管理対策

学校が罹災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意するものとする。

#### (1) 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。

#### (2) 校舎の一部に罹災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできる

だけ隔絶すること。

(3) 収容施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を実施すること。

(4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

## 6 学用品の調達と支給

(1) 対象者

災害によって、被害を受けた児童・生徒で保護者に学用品調達能力がなく就学に支障を生じる者。

(2) 支給方法

町長は、教育委員会と連携し、学校長を通じて児童・生徒に支給する。

(3) 支給品目

ア 教科書及び教材

イ 文房具

ウ 通学用品

(4) 支給の費用と時期

費用と時期は、災害救助法の定めるところによる。

## 第3 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び蘭越町文化財保護条例による文化財等の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護にあたり災害が発生したときは、教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

# 第17節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策は、本計画に定めるところによる。

## 第1 災害の原因及び被害種別

### 1 災害の原因

ア 融雪、雪崩及び異常気象による出水

ウ 津波

オ 地すべり

キ 地震

イ 高潮

エ 山崩れ

カ 土石流

ク 火山噴火

### 2 被害種別

ア 路面及び路床の流出埋没

ウ 河川の決壊及び埋没

オ ダム、溜池等えん堤の流失決壊

イ 橋梁の流出

エ 堤防の決壊

カ 海岸線の浸食

## 第2 応急土木復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによる。

- (1) 応急措置の準備
  - ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資器材の備蓄及び調達方法等を定めておく。
  - イ 災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。
- (2) 応急措置の実施
  - 所管の施設の防護のため逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は関係機関の協力を求めるものとする。
- (3) 応急復旧
  - 災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により（2）に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

## 第 18 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合に、町長は知事に対して、自衛隊法 83 条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

### 第 1 災害派遣要請

#### 1 派遣要請権者

北海道知事（後志支庁長）

#### 2 要請先

倶知安駐屯地司令（第 11 対戦車隊長）

（住所）虻田郡倶知安町高砂 232-2

（電話）0136-22-1195

#### 3 要請基準

- (1) 人命救助のための応援を要請とするとき
- (2) 地震（津波）による災害、又は発生が予想され、緊急の措置に応援が必要とするとき
- (3) 救援物資の輸送のため、応援を必要とするとき
- (4) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき
- (5) 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信などの応援を必要とするとき

#### 4 要請手続等

- (1) 町長は災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者に依頼する。また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。
  - ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
  - イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- (2) 要請権者は前項により派遣要請を受理し、その適否を審査して必要と認められた場合は速やかに司令部隊等の長に部隊の派遣を要請するものとする。
- (3) 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指令部隊との連絡が不能である場合等については、直接指令部隊等の長に通知することができる。  
ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記(1)の手続きを行うものとする。

## 5 経費等

- (1) 次の経費は、町及び施設等の管理者において負担するものとする。
  - ア 資材費及び機器借上料
  - イ 電話料及びその施設費
  - ウ 電気料
  - エ 水道料
  - オ 汲み取り料
- (2) その他の必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上定めるものとする。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

## 第2 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者の搜索活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 応急医療、救護及び防疫
- (7) 人員及び物資の緊急輸送
- (8) 炊飯及び給水
- (9) その他

## 第3 自衛隊との連携強化

町長は災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

## 第4 林野火災による自衛隊派遣要請

林野火災の発生に際し、地元消防機関で消火が困難となったときは、町長は、後志支庁長を通じて知事に状況報告を行い、自衛隊の派遣を要請する。

### 【状況報告】

- ・場 所                    ・人員
- ・日 時                    ・現地に至る経路
- ・被災状況                ・現地の状況
- ・器 材                    ・ヘリポートの設置位置等

## 第5 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって後志支庁長を経由して、知事に報告するものとする。

## 第19節 広域応援計画

町長は、町内において地震等の災害が発生し、救助・救出活動、医療活動および食料や水の供給等の応急対策活動について、町単独では対応することが難しいと判断したときは、各法令、協定に基づき周辺自治体、防災関係機関および事業者等に対し応援を要請し、迅速な応急対策活動の実施を図る。

一方、周辺市町村等において災害が発生し、救助・救出活動や医療活動等の支援が必要と認められるときは、町は、被災自治体が行う応急対策活動の支援を行う。

### 第1 応援要請

町長は、地震等の災害が発生し、町単独の応急対策活動で対応することが難しいと判断したときは、法令または協定に基づいて応援要請を行う。

### 第2 法令に基づく応援

町は、災害が発生により、救助・救出活動や医療活動等に応援の必要があると認めるときは、災害対策基本法、災害救助法、自衛隊法、地方自治法等に基づき、物資や人員等の応援・支援を要請し、迅速な応急対策活動の実施を図る。

### 第3 協定に基づく応援

町及び各防災関係機関は、地震などの災害が発生し、救助・救出活動や医療活動、食料や水の供給等の応急対策活動において、応援が必要であると認めるときは、次の協定に基づき、各協定締結先に対して、応援要請を行い迅速な応急対策の実施を図る

協定名	協定締結先	協定の概要
北海道広域消防相互応援協定 (平成3年4月1日)	北海道内の市、町及び 消防の一部事務組合	・陸上応援 (消防隊、救助隊、救急隊または支援隊) ・航空応援 (航空隊による応援)

協定名	協定締結先	協定の概要
災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 (平成9年11月5日)	北海道 および 道内全市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料、生活必需品等およびその供給に必要な資機材の提供</li> <li>・被災者の救出、医療及び防疫等に関する提供</li> <li>・被害応急対策活動に必要な職員の派遣</li> </ul>
北海道消防防災ヘリコプター応援協定 (平成8年6月25日)	北海道 道内の市、町、村 および 消防の一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防防災業務</li> <li>・災害応急対策活動</li> <li>・救急活動</li> <li>・救助活動</li> <li>・火災防御活動</li> <li>・その他の防災活動</li> </ul>

#### 第4 その他の応援

町は、その他、次の民間団体等に協力を要請し、迅速な応急対策活動の実施を図る。

協定名	協定締結先	協定の概要
羊蹄山麓地区災害救急医療対策に関する協定	羊蹄医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害医療救助活動</li> </ul>
蘭越町所管公共施設における災害時の協力体制に関する実施協定 (平成18年11月1日)	蘭越建設協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急活動</li> </ul>

## 第20節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、必要な警戒、警備についての計画は、次のとおりである。なお、本計画に定めるところ以外の災害警備については、北海道地域防災計画の定めるところにより行うものとする。

### 第1 災害警備体制の確立

#### (1) 警備体制の種別

##### ア 準備体制

気象情報等により災害の発生が予想され、かつ、事態発生まで相当の時間的余裕がある場合は、準備体制をとるものとする。

##### イ 警戒体制

管内に気象警報が発せられ洪水、津波、山くずれ、大火等による被害の発生が予想される場合は、警戒体制をとるものとする。

##### ウ 非常体制

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は非常体制をとるものとする。

## 第2 応急対策の実施

### (1) 災害の予警報の伝達に関する事項

ア 倶知安警察署長は、町長その他関係機関と災害に関する予報及び警報の伝達に関し、平素から連絡をとり、災害時の伝達に遺憾のないように措置するものとする。

イ 警察官は、災害対策基本法第54条の規定に基づき、災害が発生する恐れがある異常な現象を発見し、又は発見した通報を受けた場合は、速やかに町長に通報するものとする。

### (2) 事前措置に関する事項

#### ア 警察官の出勤要請

町長が災害対策基本法第58条の規定に基づき、警察官の出勤を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、又は求める場合は、倶知安警察署長を経て北海道警察本部長に対して行うものとする。

#### イ 町長の要求により行う事前措置

倶知安警察署長は、町長からの要求により災害対策基本法第59条の規定に基づき事前措置についての指示を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。

### (3) 情報の収集に関する事項

ア 倶知安警察署長、町長その他の関係機関と緊密に連絡して、災害警備上必要な災害に関する情報を収集するものとする。収集した情報は、町が収集した情報と交換しあうものとする。

イ 倶知安警察署長は、所属職員の中から災害情報収集報告責任者を指定した場合は、町長に対して通知しておくものとする。

### (4) 災害時における広報に関する事項

倶知安警察署長は、地域住民に対して必要と認める場合、災害状況及びその見通し、避難措置、犯罪予防、交通規制、その他の警察活動等について警備措置上必要と認める事項の広報を行うものとする。

### (5) 避難に関する事項

ア 警察官は、災害対策基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により避難の指示又は警告を行うものとする。

イ 警察官が避難の指示又は警告を行う場合は、第5章第5節避難計画に定める避難先を示すものとする。ただし、災害の状況等により、これにより難しい場合は適宜の措置を講ずるものとする。

### (6) 救助に関する事項

ア 倶知安警察署長は、後志支庁長、町長等災害救助の責任を有する機関に協力して被災者の救出、負傷者及び疾病にかかった者の応急的救護並びに死体の検分に努めるとともに、状況により後志支庁長又は町長の行う災害活動に協力するものとする。

イ 倶知安警察署長は、災害が発生し必要であると認める場合は、災害現場にある消防機関等と協力して、危険の監視及び警ら等を行い被災者等の発見に努めてこれを救出するものとする。

(7) 応急措置に関する事項

ア 警察署長は、警察官が災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき、警戒区域の設定し、通知を行った場合等の事後処理は町長が行うものとする。

イ 警察署長は、警察官が災害対策基本法第64条第7項及び第65条第2項の規定に基づき、応急公用負担を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。警察官が応急公用負担を行った場合の損失の補償等の事後処理については、町長が行うものとする。

(8) 交通規制に関する事項

災害時における交通規制は、倶知安警察署長において行うものとし、町長は規制区域の広報について協力するものとする。

(9) 災害時における通信計画に関する事項

倶知安警察署長は災害が発生し、かつ、孤立が予想される地域、その他必要と認められる地域に移動無線局、携帯無線機等の配備を計画し、その運用については町長と協議する。

## 第21節 防災ボランティアとの連携計画

町は、災害発生時において、奉仕団体または各種ボランティア団体からの自発的な協力の申入れに対して受入れが円滑に行われるよう体制を整えるとともに、ボランティアの活動を支援するため、ボランティアグループに対し積極的に情報を提供する。

### 第1 ボランティアの受入れ

#### 1 一般ボランティアの受入れ

災害時における一般ボランティアの受入れは、蘭越町社会福祉協議会を窓口として行う。社会福祉協議会は町と協力し、ボランティアの受入窓口を開設するとともに、ボランティア団体と協力して窓口の運営を行う。

未組織のボランティア及び個人の協力申入れに対しては、町内のボランティア団体を紹介し、組織的な活動となるよう配慮する。

#### 2 専門ボランティアの受入れ

災害時の専門ボランティアの受入れは町が行う。

一般ボランティア	専門技術ボランティア
1 災害・安否・生活情報の収集・伝達	1 医療関係者
2 炊出し、その他の災害救助活動	2 応急危険度判定士
3 高齢者、障害者等の介護、看護補助	3 建設機械オペレーター
4 清掃及び防疫	4 アマチュア無線技師
5 その他危険を伴わない軽易な作業	5 通訳

### 第2 ボランティア活動拠点の提供

町は災害時のボランティア活動を支援するため必要と認められるときは、被害の状況等を考慮して、適当な公共的施設をボランティア活動の拠点として提供する。

### 第3 ボランティア団体への情報提供

町は、災害時のボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会を通じて災害の状況の他、ボランティアの活動に必要な情報を提供する。

### 第4 ボランティアの協力依頼

町災害対策本部各班は、災害応急対策に関してボランティアに協力の依頼を行うときは、以下の項目を明らかにして、町に要請を行う。町は、社会福祉協議会を通じてボランティアの派遣を要望する。

- (1) 作業内容
- (2) 作業の場所
- (3) 作業の期間
- (4) その他必要な事項

## 第22節 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合は、知事が災害救助法に基づく対策を実施する。ただし、対策を迅速に実施する必要がある災害が発生し、災害救助法が適用されたときは、知事が災害救助法に基づく救助を行い、町長はこれを補佐する。ただし、災害救助法第30条第1項の規定により委任された救助については町長が行う。

### 第1 災害救助法の適用

- (1) 町長は、町内における災害が次項の「災害基準法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合で、かつ被災者が現に災害救助法第23条に規定する応急的な救助を必要としている場合は、直ちにその旨を後志支庁長に報告するものとする。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに後志支庁長に報告し、その後の処理について指揮を受けなければならない。

### 第2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、同法施行令第1条に定めるところによるが、本町における基準は、次のとおりとする。

- (1) 住家が焼失、倒壊、流出等によって滅失した世帯が40世帯以上の場合。
- (2) 滅失住家の世帯数が上記に達しない場合でも、北海道内において2,500世帯以上でかつ本町における滅失住家の世帯数が20世帯以上の場合。
- (3) 北海道内の滅失住家が12,000世帯以上の場合で、本町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められた場合。

### 第3 住家被害の判定基準

- (1) 滅失

全壊、全焼、流出等の世帯、及び損壊、焼失又は流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したもの、又はその住家が改築しなければ居住できない状態になったもの。

(2) 半壊、半焼（2世帯で滅失1世帯に換算）

損壊、又は焼失した部分の床面積がその住家の延床面積の20%～70%であつて、その部分の修理を行うことによって住宅として使用できる程度のもの。

(3) 床上浸水（3世帯で滅失1世帯に換算）

床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

#### 第4 被害世帯の判定

(1) 生計を一にしている実態の生活単位をいう。

(2) 寄宿舍、下宿等に宿泊するもので共同生活を営み、各個人の生計の独立性が認められないものは、その寄宿舍等の全部をもって1世帯とする。

(3) 旅館の住込従業員等単身で他の家族と同居しその者の生計の独立性が認められない場合は当該家族と同一の世帯員とする。

#### 第5 災害救助法による救助内容

(1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与

(2) 炊出しその他による食品の供与および飲料水の供給

(3) 被服、寝具その他生活必需品の供与または賃貸

(4) 医療及び助産

(5) 被災者の救出

(6) 被災住宅の応急処理

(7) 生業に必要な資金、器具または資料の供与または賃与

(8) 教科書・学用品の配布

(9) 埋葬

(10) 行方不明者の搜索

(11) 遺体の処理

(12) 障害物の除去

(13) 輸送および労働者の雇用

## 第23節 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に発動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防応急対策は、この計画の定めるところによる。

### 第1 予防組織

町内のあらゆる林野を対象として、町内を14地区に分割し、森林愛護組合を組織し、後志森づくりセンター、北海道、気象台、消防署、JR北海道、森林組合、その他関係機関と緊密な連絡のもとに予消防に万全を期する。

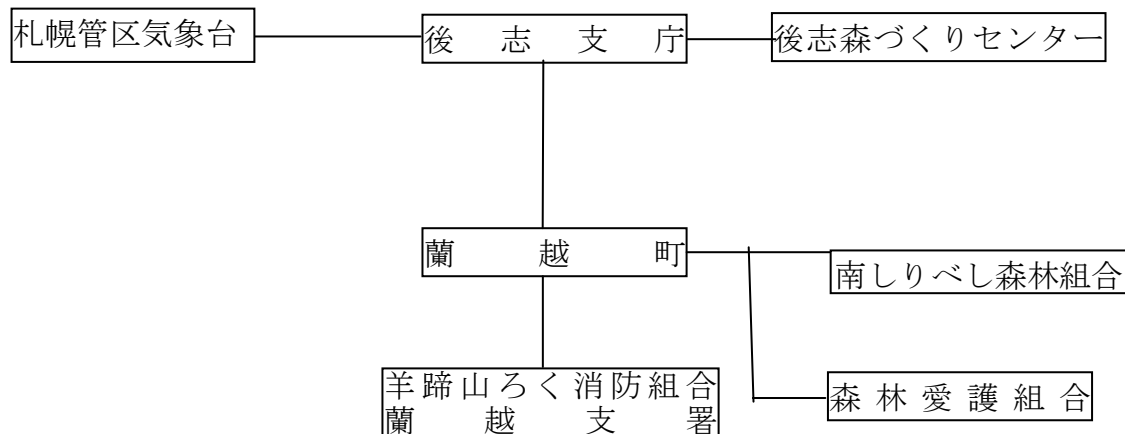
#### 【森林愛護組合名簿】

組合名	組合長名	組合長住所	電話番号
立川森林愛護組合	久保 芳春	蘭越町字立川	58-2514
豊国東 //	福原 哲	// 字豊国	57-6113
豊国 //	福原 功	// 蘭越町	57-5446
富岡 //	椿 原吉	// 字富岡	57-6528
吉国 //	向山 博	// 字吉国	51-2177
御成 //	野宮 孝雄	// 字御成	56-2450
共栄 //	油谷 利明	// 字共栄	56-2544
貝川 //	福岡 正樹	// 字貝川	55-3434
田下 //	阿部 春雄	// 字田下	55-3649
目名 //	三上 峰雄	// 目名町	55-3314
大谷 //	高橋 一郎	// 字大谷	57-5603
鮎川 //	石見 大徳	// 字鮎川	55-3113
港第1 //	竹内 修一	// 港 町	56-2146
港第2 //	松田 永一	// 港 町	56-2620

### 第2 予防対策

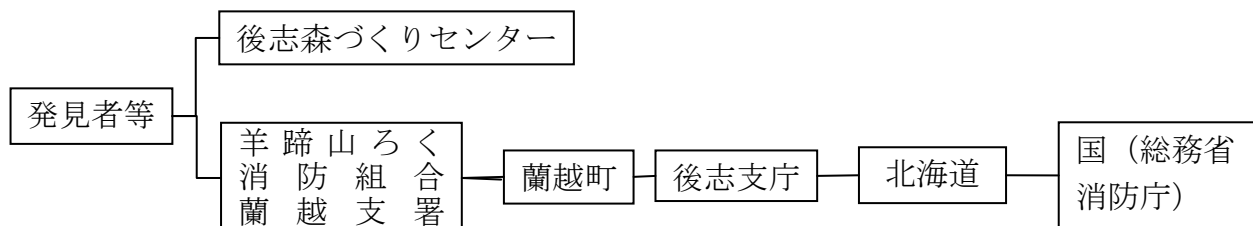
#### (1) 林野火災気象通報の伝達

林野火災気象通報の伝達系統は次のとおり。



## (2) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



## (3) 火入れ対策

林野火災危険期間（3月～6月）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れは行う者に対しては次の事項を指導する。

ア 火入れ方法等についてはなるべく町及び実施官公署・森林組合の指導を受けること。

イ 火入れ（造林地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地改良）を行うものは必ず許可を受けて実施すること。許可を受けた場合、許可条件を遵守すること。

ウ 火入れ実施中警戒警報発令又は気象条件が急変の際は、一切の火入れを中止させる。

エ 火入れの許可手続き・・・確認また削除

オ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者は火入れ地を巡視して、完全に消火を確認するまで現場を立ち去ることができない。なお、消火確認後は町及び当該森林組合長にその旨を連絡すること。

カ 無許可による火入れが相当多く、このため失火している現状から無許可の火入れの防止を強力に推進する。

キ 無許可火入れ者に対しては、その責任を強く追求する。

## (4) 入林者への対策

ア 駅、バス停、ハイキング入口、旅館、待合室等の主要箇所にポスター、標語標識をもってPRする。

イ タバコ、たき火等による失火のないよう、十分な警防思想の啓発を図る。

ウ 危険地帯、危険期間中の入林を制限する。

エ 入林制限区域の周知を図る。

## (5) 入林労働者の警戒

ア 林内事業者は、予消防体制をとり火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置するよう措置すること。

イ 事業箇所に火気責任者の指定する喫煙所、或いは、たき火、ゴミ焼箇所も設け、消火設備を必ず完備すること。

ウ 各事業所の火気取締責任者は、あらかじめ連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を図ること。

(6) 警防思想の普及

ア 広報車の運行

イ ポスター、チラシの配布

ウ 新聞、その他広報誌による啓発

新聞及び町広報に掲載し、一般住民に対して趣旨の徹底を図る。

エ 山火事注意旗及び看板の掲出

(7) 消防対策

ア 各森林愛護組合は非常の場合に備えて連絡系統を定めておく。

イ 消火器材の整備をしておくこと。

ウ 山火事発生の場合、森林所有者及び森林愛護組合長は、消防署長と協議して消火にあたる。

エ 地元消防機関で消火困難になったときは、「本章第 18 節自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、後志支庁長に派遣を要請する。

## 第6章 地震災害対策計画

本章は、町域にかかる震災対策について定める。運用に当たって規定のない事項については、本防災計画第2章防災組織、第3章情報通信計画、第4章災害予防計画、第5章災害応急対策計画、第7章災害復旧計画によるものとする。

地震予知については、いつ、どこで、どの程度の規模が発生するのか想定することが難しく、そのため、地震によるどの程度の被害が生ずるかを予測することも困難であるが、直下型地震や近地地震による沿岸部の津波等の発生、建築物等からの出火及び家屋の倒壊の被害も想定し、防災の万全を期するものとする。

### 第1節 津波対策

#### 第1 災害情報の伝達

##### (1) 津波予報、地震・津波情報の収集・伝達系統

本町を含む後志南西部沿岸に津波襲来のおそれがある場合に、気象庁から津波予報（津波警報・注意報）が発表され、NHK、東日本電信電話株式会社（虎ノ門センター）警察及び海上保安庁等の各機関を通じて一般への情報伝達が行われるほか、町にも道防災行政無線を通して伝達される。津波予警報は、一般の予警報と異なり危険区域に対して極めて迅速に周知されなければならないので、オフトーク通信、広報車等を用いて、また、防災関係機関相互の連携のもとに迅速かつ確実に伝達する。

##### (2) 津波注意報及び警報発表基準と伝達内容

###### ア 発表基準

(ア) 津波による災害のおそれがあると予想されたとき。

(イ) 津波の有無について注意を喚起する必要があると認められたとき。

###### イ 伝達内容

種 類	解 説	予想される高さとして発表される数値
津波注意報	津波があるかも知れません。高いところで数十センチメートル程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5 m
	津波の心配はなくなりました。	
津波警報	津波が予想されます。高いところで2メートル程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1 m 2 m
	大津波が予想されます。高いところで3メートル以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3 m、4 m 6 m、8 m、 10 m以上
	津波の危険はなくなりました。	

※ 津波予報でいう「津波の高さ」とは、平常の海面から津波によって高くなった高さをいう。

### (3) 住民への伝達

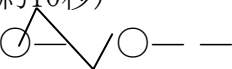

#### ア オフトーク通信等の使用

道、警察、東日本電信電話株式会社又はテレビ、ラジオ放送等により津波注意報の発表を知ったときは、直ちに海浜にいる者や海岸沿いの住民にオフトーク通信、広報車、ハンドマイク等を使用して、警戒を呼びかける。また、津波警報が発表されたときは、同様の方法で急いで安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。


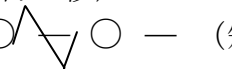
#### イ 鐘・サイレンの使用

伝達のため使用する鐘音及びサイレンは、次による。但し、津波注意報の「津波なし」は標識を用いない。(昭和51年11月16日気象庁告示第3号)

#### 【津波注意報】

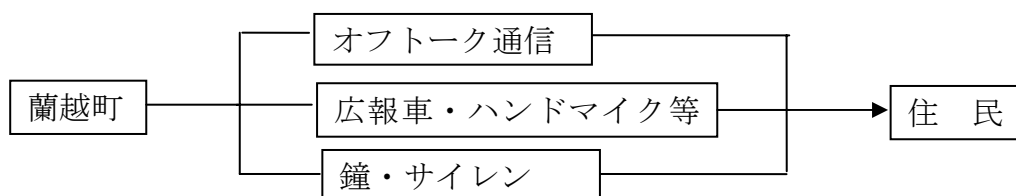
標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報 標 識	(3点と2点の斑打) ●—●—● ●—●	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報 及び津波警 報解除標識	(1点2個と2点との斑打) ● ● ●—●	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

#### 【津波警報】

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報標識	(2点) ●—● ●—● ●—●	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) ●—●—●—●	(約3秒)  (短声連点) (約2秒)

※ 鳴鐘又は吹鐘の反復は適宜とする。

#### ★ 住民への伝達系統図



### (4) 近地地震津波に対する自衛措置

近海で地震が発生した場合は、津波警報発表以前であっても、津波が来襲するおそれがある。従って、強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときには、次の措置をとる。

#### ア 町の判断による措置

近地地震を感知したときは、直ちに当該地震又は津波に関する情報の収集に努めるとともに、海岸地域に消防車両等を派遣して海面監視等を実施し、自らの判断で、海浜にいる者、海岸付近の住民に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するように勧告又は指示する。

#### イ 住民等の対応

強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときには、海浜にいる者、海岸付近の住民等は、直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するとともに、可能な限りテレビ・ラジオ放送を聴取する。

#### (5) 異常現象発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察若しくは海上保安部に通報しなければならない。また、この通報を受けた警察又は海上保安部は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。通報を受けた町長は、札幌管区气象台、後志支庁(地域政策課防災主査)、その他の防災関係機関に通報を行うと同時に住民その他の団体等に周知しなければならない。

## 第2 避難場所

- (1) 津波による避難場所は、別表 10 のとおりとする。緊急の場合は、避難場所として定める場所に拘泥せず、町職員、消防団員、警察官等が安全な場所に誘導する。
- (2) 予警報の伝達方法、避難場所については、防災マップを配布し、周知徹底を図る。

## 第2節 地震災害対策

### 第1 避難場所

地震による災害発生の際における緊急避難場所は、「避難計画」に定める、学校校庭、公園等広場の応急(広域)避難場所とする。

### 第2 消防活動

#### (1) 消防機関による消防活動

##### ア 消火活動

地震災害は、人命に係わる多様な危険現象が複合的に発生するが、最も被害を増幅するものは、二次的に発生する火災である。従って、地震発生時における消防活動は、総力を上げて出火防止と火災の早期鎮圧及び拡大防止に努める。また、避難の安全確保を図る。

##### イ 人命救助・救急活動

地震発生時には、家屋の倒壊、障害物の落下、がけ崩れ、自動車等の車両の衝突、毒劇物の漏洩などが複合して発生し、大規模人身災害に発展することが予測されることから、必要に応じ、人員・資機材を活用し、人命救助・救急活動を実施し、人命の安全確保に努める。

#### ウ 避難援護の防御

住民の安全避難を確保するため、地域住民が危険地域から避難を完了するまで火災の鎮圧と延焼拡大の防止を図る。特に、避難場所、空地、広場等には、多数の市民が殺到し、混乱を極める実態も予想されるため、自主防災組織等の協力を求め、これらの避難援護の防御活動に努める。

#### (2) 町民及び自主防災組織等による消火活動

##### ア 出火防止

地震発生後、町民は、直ちに火気の停止、ガス・電気の使用中止、近隣への声かけ等と呼びかけ、火災が発見された場合は消防機関に通報し、近隣の住民とともに初期消火に当たる。

##### イ 消防活動

消防活動の実施に当たって、町民及び自主防災組織等は、消防機関の消防隊に協力し、又は単独で、地域での消火活動を実施し、消火後は残り火の処理を行う。また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

### 第3 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

町は、帰宅困難者、滞留旅客の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

# 第7章 災害復旧計画

災害復旧にあたっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は、単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実績を図るものとする。災害復旧は、町長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。

## 第1節 復旧事業計画

### 第1 公共施設の災害復旧事業計画

#### 1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 海岸
- (3) 砂防設備
- (4) 林地荒廃防止施設
- (5) 地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊止施設
- (7) 道路
- (8) 港湾
- (9) 漁港
- (10) 下水道
- (11) 公園

#### 2 農林水産業施設災害復旧事業計画

#### 3 都市施設災害復旧事業計画

#### 4 上下水道災害復旧事業計画

#### 5 住宅災害復旧事業計画

#### 6 社会福祉施設災害復旧事業計画

#### 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

#### 8 学校教育施設災害復旧事業計画

#### 9 社会教育施設災害復旧事業計画

#### 10 その他災害復旧事業計画

## 第2節 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律にさだめるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、概ね別表のとおりである。

### 第3節 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町は、被害の状況をすみやかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

### 第4節 応急金融対策計画

#### 第1 農林業応急融資

- (1) 天災による被害農林業者に対する資金の融資は、「天災融資法」を適用し、低利の経営資金の融資を円滑にして、農業経営の維持安定を図るよう推進する。
- (2) 「農林漁業金融公庫資金」の活用を図り、さらに「自作農維持資金」の長期低利資金の導入を行い、農業経営の維持安定を図る。
- (3) 農地等の災害復旧資金として「農業基盤整備資金」など積極的導入を図る。

#### 第2 生活確保資金融資

##### 1 生活資金の貸付

被災した生活困窮者等の再起のため、次の必要な事業資金その他小額融資の貸付資金を確保するものとする。

- ア 生活応急資金
- イ 世帯更生のための災害援助資金、母子福祉資金及び寡婦福祉資金
- ウ 災害援護貸付金
- エ 国民金融公庫資金

##### 2 罹災世帯に対する住宅融資

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し、又は非住宅を住家に改造する等のための資金を必要とする世帯に対して、次の資金の導入に努めるものとする。

- ア 世帯更生資金の災害援護貸付金又は災害復興住宅建設補修資金
- イ 母子福祉資金の住宅資金

別表 事業別国庫負担等一覧

摘要法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率	備考
公共土木施設 災害復旧事業 国庫負担法	河川	国 道 市町村	堤防、護岸、水制、床止	国施行1ヵ所500万円以上 道施行1ヵ所120万円以上 市町村施行1ヵ所60万円以上	標準税収入と対比して 算定する。	
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤	〃	〃	
	砂防設備	国 道	治水上施行する砂防施設	国施行1ヵ所500万円以上 道施行1ヵ所120万円以上	〃	
	林地荒廃防 止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設（防波 堤含む）	道施行1ヵ所60万円以上	〃	
	地すべり防 止施設	国 道	地すべり防止区域にある排水施 設、擁壁、ダム等	国その都度決定する。 道施行1ヵ所120万円以上	〃	
	急傾斜地崩 壊防止施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある 擁壁、排水施設等	〃	〃	
	道路	国 道 市町村	橋梁、側溝、暗渠、路面、 肩道路、渡船場	国施行1ヵ所500万円以上 道施行1ヵ所120万円以上 市町村施行1ヵ所60万円以 上	〃	
	港湾	〃	水域施設（航路、泊地、船だま り、）外かく施設（防波堤、水 門、堤防）係留施設（岸壁、浮 標）	国施行1ヵ所500万円以上 道施行1ヵ所120万円以上 市町村施行1ヵ所60万円以 上	〃	
	漁港	国 道 市町村	水域施設 外かく施設 けい留施設	国その都度決定する。 道施行1ヵ所60万円以上 市町村施行1ヵ所30万以上	〃	
	下水道	道 市町村	公共下水道、流域下水道、都市 下水路	道施行1ヵ所120万円以上 市町村施行1ヵ所60万円以 上	〃	
公園等	〃	都市公園及び特定地区公園（カ ントリーパーク）の街路・広場 ・修景施設、保養施設、運動施 設等	〃	〃		

摘要法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率	備考
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地	市町村 土地改良区	農地	1ヵ所 30万円以上	5/10～9.9/10	
	農業用施設	道 市町村 土地改良区 等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用施設、農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設	〃	6.5/10～9.9/10	
	林業用施設	道 市町村組合	林地荒廃防止施設・林道	1ヵ所 40万円以上	5/10～10/10	
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	〃	2/10～9/10	
土地改良法	農業用施設	開発局	土地改良事業法第85条の2第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業	1ヵ所 75万円以上	8.5/10 基準額を超える場合には補正する	
公営住宅法	公営住宅	道 市町村	公営住宅	毎年国から示される	2/5～3/4	
生活保護法	保護施設	道 市町村 社会福祉法人、日赤	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき 80万円以上 設備整備～災害復旧費協議額 1件につき 60万円以上	1/2	
老人福祉法	老人福祉施設	道、市町村、 社会福祉法人	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、経費老人ホーム、老人福祉センター等	〃	〃	
身体障害者福祉法	身体障害者更生援護施設	〃	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター	〃	1/2	
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設	〃	知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム	〃	〃	
売春防止法	婦人保護施設	〃	婦人相談所、夫人保護施設	〃	〃	

摘要法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率	備考
児童福祉法	児童福祉施設	道 市町村 社会福祉法人、日赤	町助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設等	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上（保育所については、40万以上） 設備整備～災害復旧費協議額 1件につき60万円以上（保育所については30万以上）	1/2または1/3	
母子及び寡婦福祉法	母子福祉施設	道 市町村 社会福祉法人	母子福祉センター、 母子休養ホーム	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上	〃	
感染症法	感染症指定医療機関	市町村	感染症指定医療機関	災害復旧所要額1件につき60万円以上	1/2	
	感染症法予防事業	〃	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	〃	
公立学校施設 災害復旧費国庫負担法	公立学校	道 市町村	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の施設	道60万円以上 市町村30万円以上	2/3 (離島4/5)	
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街路	道 市町村	都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設  道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の付属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む）で道路法第18条第2項の規定による道路の供用の開始の告示がなされていないもの	道120万円以上 市町村60万円以上	1/2	
	都市排水施設等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその付属施設。都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く）広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地		〃	

摘要法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率	備考
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	堆積土砂排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万m <sup>3</sup> 以上であるもの、又は2千m <sup>3</sup> 以上の一団をなす堆積土砂又は20m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千m <sup>3</sup> 以上であるもので、基本方針に定める条件に街頭する堆積土砂を排除する事業	市町村 60万円以上	〃	
活動火山対策特別措置法	1) 下水道		公共下水道並びに都市下水路の配水管及び排水渠（これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む）内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする	その都度決定	2/3	
都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	2) 都市排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする		1/2	
	3) 公園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする		1/2	
	4) 宅地		建築物の敷地である土地（これに準ずるものを含む）に堆積した降灰で、市町村長が指定した場所に集積されたものを運搬し及び処分する事業とする		1/2	

# 第8章 防災思想普及・啓発計画

町並びに防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

また、防災知識の普及・啓発に当っては、高齢者、障害者等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害弱者を支援する体制が確立されるよう努める。

## 第1節 普及・啓発の方法

### 第1 普及・啓発の方法

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) 広報誌等の活用
- (3) 広報車両の利用
- (4) オフトーク通信の活用
- (5) パンフレットの配布
- (6) 講習会等の開催
- (7) その他

### 第2 普及・啓発を要する事項

#### 1 蘭越町地域防災計画の概要

#### 2 災害の予防措置

- (1) 防災の心得
- (2) 火災予防の心得
- (3) 台風襲来時の家庭の保全方法
- (4) 農作物の災害予防事前措置
- (5) その他

#### 3 災害の応急措置

- (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
- (2) 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
- (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
- (4) 災害時の心得
  - ア 気象情報の種別と対策
  - イ 避難時の心得
  - ウ 被災世帯の心得

#### 4 災害復旧措置

- (1) 被災農作物に対する応急措置
- (2) その他

#### 5 その他必要な事項

### 第3 学校教育関係機関における防災思想の普及・啓発

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の修得を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。
- (3) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実体に応じた内容のものとして実施する。
- (4) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、婦人団体等の会合や各種研究集会修会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

### 第4 普及・啓発の時期

防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

# 蘭越町地域防災計画

## 資料編

# 蘭越町防災会議条例

昭和 37 年条例第 24 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき蘭越町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 蘭越町地域防災計画及び蘭越町水防計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町の区域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、町長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 町長の指定する関係地方行政機関の長又はその指名する職員
- (2) 蘭越町を災害派遣区域とする陸上自衛隊の部隊の長又はその指名する自衛官
- (3) 北海道知事とその部内の職員のうちから指名する者
- (4) 町を管轄する警察署長又はその指名する警察官
- (5) 町長とその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 町教育委員会の教育長
- (7) 町消防団長
- (8) 町長の指定する関係公共機関又は関係地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者

6 前項各号に定める委員の定数は、第 1 号委員 2 人、第 2 号委員 1 人、第 3 号委員 1 人、第 4 号委員 1 人、第 5 号委員 12 人以内、第 8 号委員 12 人以内とする。

7 第 5 項の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことがで

きる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年6月20日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年6月15日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年7月1日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年12月22日条例第25号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 蘭越町防災会議運営規程

(目的)

第1条 この規程は、蘭越町防災会議条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき蘭越町防災会議（以下「防災会議」という。）の議事、その他防災会議の運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(会長の職務代理者)

第2条 条例3条第4項に規定する会長の職務を代理する委員は、町助役の職にある委員とする。

(会議の招集)

第3条 防災会議は、会長が召集する。

2 委員は必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の召集を求めることができる。

(欠席又は、遅参の届出)

第4条 委員は、事故のため、防災会議に出席できないとき、又は遅参しようとするとき防災会議の開会時刻前に会長にその旨を届出しなければならない。

(会議)

第5条 防災会議は、過半数以上の委員が出席しなければ開会することができない。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は蘭越町総務課において行う。

(公表等の方法)

第7条 地域防災計画及び水防計画を作成し、又は修正した場合の公表は、蘭越町公告式条例の規定を準用する。

附 則

この規定は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、公布の日から施行し、昭和50年6月1日から適用する。

附 則

この規定は、公布の日から施行し、平成元年1月31日から適用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

# 蘭越町災害対策本部条例

昭和37年条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき蘭越町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

災 害 情 報				
報 告 日 時	月 日 時現在	発 受 信 日 時	月 日 時現在	
発 信 機 関		受 信 機 関		
発信者(職・氏名)		受信者(職・氏名)		
発 生 場 所				
発 生 日 時	月 日 時 分	災 害 の 原 因		
気 象 等 の 状 況	雨 量 河川水位 潮位波高 風 速 そ の 他			
交 通 ・ 通 信 水 道 等 の 状 況	道 路 鉄 道 電 話 水 道 (飲料水) 電 気 そ の 他			
	(1) 災害対策本部の設置	(名称) (設置日時)                      月           日           時           分           設置		
	(2) 災害救助法適用の状況	(地区名)	(被害棟数)	(罹災世帯)
		(罹災人員)		
		(救助実施内容)		

	(3) 避難の状況	区 分	地 区 名	避 難 場 所	人 員	時 間
		避 難 命 令				
		避 難 勧 告				
		自 主 避 難				
応 急 措 置 の 状 況	(4) 自衛隊派遣要請の 状 況					
		(5) そ の 他 の 設 置 の 状 況				
そ の 他	(6) 応 急 対 策 出 動 人 員	(ア) 出動人員			(イ) 主な活動状況	
		市町村職員		名		
		消防職員		名		
		消防団員		名		
		その他(住民等)		名		
		計		名		
		(今後の見通し等)				

被害状況報告(速報 中間 最終)

災害発生日時			月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在							
災害発生場所														
発信	機関(市町村)名					受信	機関(市町村)名							
	職・氏名						職・氏名							
	発信日時		月 日 時 分		受信日時		月 日 時 分							
項目			件数等	被害金額(千円)		項目			件数等	被害金額(千円)				
① 人的被害	死者	人				⑤ 土木被害	道工事	河川	箇所					
	行方不明	人						海岸	箇所					
	重傷	人						砂防設備	箇所					
	軽傷	人						地すべり	箇所					
計	人				急傾斜地			箇所						
② 住家被害	全壊	棟						道路	箇所					
		世帯					橋梁	箇所						
		人					小計	箇所						
	半壊	棟					市町村工事	河川	箇所					
		世帯						道路	箇所					
		人						橋梁	箇所					
	一部破損	棟					小計	箇所						
		世帯					港湾	箇所						
	床上浸水	棟					漁港	箇所						
		世帯				下水道	箇所							
床下浸水	棟				公園	箇所								
	世帯				崖くずれ	箇所								
計	棟				計	箇所								
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟				⑥ 水産被害	漁船	沈没流出	隻				
		その他	棟						破損	隻				
	半壊	公共建物	棟						計	隻				
		その他	棟					漁港施設	箇所					
	計	公共建物	棟					共同利用施設	箇所					
		その他	棟					その他施設	箇所					
④ 農業被害	農地	田	流出・埋没	ha				⑦ 林業被害	道有林	林地	箇所			
			冠水等	ha						治山施設	箇所			
		畑	流出・埋没	ha						林地	箇所			
			冠水等	ha						林産物	箇所			
	農作物	田	ha				その他		箇所					
		畑	ha				小計		箇所					
	農業用施設	箇所				一般民有林	林地	箇所						
	共同利用施設	箇所					治山施設	箇所						
	営農施設	箇所					林地	箇所						
	畜産被害	箇所					林産物	箇所						
	その他	箇所					その他	箇所						
計					小計	箇所								
計					計	箇所								

項 目		件 数	被害金額(千円)	項 目		件数	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設	箇所		
	病 院	公 立	箇所	⑫社会福祉施設等被害	公 立	箇所	
		個 人	箇所		法 人	箇所	
	清掃施設	一般廃棄物処理施設	箇所	計	箇所		
		し尿処理	箇所				
	火 葬 場	箇所		⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所	
計	箇所		鉄道施設		箇所		
⑨ 商工被害	商 業	件			被害船舶(漁船除く)	隻	
	工 業	件			空港	箇所	
	そ の 他	件			水道	戸	
	計	件			電話	回線	
⑩公立文教施設被害	小 学 校	箇所			電 気	戸	
	中 学 校	箇所			ガ ス	戸	
	高 校	箇所			ブ ロ ッ ク 堀 等	箇所	
	その他文教施設	箇所			都 市 施 設	箇所	
	計	箇所		計		—	
				被 害 総 額			
公共施設被害市町村数		団体		火災発生	建 物	件	
罹災世帯数		世帯			危 険 物	件	
罹災災者数		人			そ の 他	件	
消防職員出動延人数		人		消防団員出動延人数		人	
災害対策本部設置状況	道(支庁)						
	市町村名	名称	設置日時	廃止日時			
災害救助法適用市町村名							
補足資料(※別葉で報告)							
<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生場所</li> <li>○災害発生年月日</li> <li>○災害の種類概況</li> <li>○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱い注意</li> <li>○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の勧告・指示の状況</li> <li>・避難所の設置状況</li> <li>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・災害ボランティアの活動状況 ほか</li> </ul> </li> </ul>							

別表 3

## 被害状況判定基準

被害区分		判断基準
① 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) C町のものが隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月以上に及ぶものを重傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月未満であるものを軽傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照。
② 住家被害	住家	実現に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共期間のもの)を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全壊	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの、又は主要構造部の被害額がその家の時価の50%以上に達した程度のもの。(家財道具は含まない。) (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家の損害が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的に損壊部分が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす住家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。	

被害区分		判断基準
④ 農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒状によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒状とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及びの羽化の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有にかかる農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。
	道路	道路法第2条の規定により道路管理者が維持管理する道路が損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧の要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法第2条の規定により道路管理者が維持する道路に架設した橋梁が、流失又は損壊し復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法の規定に基づく水域、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷凍施設、干場、船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社も含む)所有のものをいう。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。
	その他	育苗、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。

被害区分		判断基準
⑧衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	一般廃棄物処理施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
⑨商工被害	商業	店舗、商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の建物、原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩公立文教被害	公立の小、中、高校のほか、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。)	
⑪社会教育施設	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。	
⑫社会福祉施設	老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、精神薄弱者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設等をいう。	
⑬その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶(漁船除く)	つ、か、いのみをもつて運転する用以外の用で、船体が破損し、航行不能となつたもの及び流出し、所在が不明となつたもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となつた電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となつているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。	

別表 4

高波・高潮・津波等危険区域

図面	危険区域の現況					予想される被害			法令等における指定状況					整備計画	
	海岸名	海岸線危険区域延長(m)	指定済延長(m)	海岸保全施設のある区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	指定状況	法令名	指 定年月日	指定番号		実施機関	概要
1	蘭越	4,200	3,020		高波、津波	35	導流堤、保留施設		北海道	海岸法	S39.2.1	488	一部		

別表5

急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）危険区域

危険区域の現況					予想される被害		法令等における指定状況				整備計画	
図面 番号	箇所番号	箇所名	危険区域延長 (m)	危険区域高さ (m)	分類		指定 状況	法令名	指定年 月日	指定 番号	実施機関	概要
急001	I-1-427-964	蘭越湯里1	55	25	I	5戸以上の人家に被害の生じる恐れがあるもの	未					
急002	I-1-428-965	蘭越湯里2	55	15	I	5戸以上の人家に被害の生じる恐れがあるもの	未					
急003	I-1-429-966	蘭越昆布町1	140	80	I	5戸以上の人家に被害の生じる恐れがあるもの	未					
急004	I-1-430-967	蘭越昆布町2	220	90	I	5戸以上の人家に被害の生じる恐れがあるもの	未					
急005	I-1-431-968	蘭越昆布町3	230	90	I	5戸以上の人家に被害の生じる恐れがあるもの	未					
急006	I-1-432-969	蘭越黄金	65	12	I	5戸以上の人家に被害の生じる恐れがあるもの	未					
急007	I-1-433-970	蘭越蘭越町	450	15	I	5戸以上の人家に被害の生じる恐れがあるもの	未					
急008	I-1-434-971	蘭越三笠	70	30	I	5戸以上の人家に被害の生じる恐れがあるもの	未					
急009	I-1-435-972	蘭越港町3	200	35	I	5戸以上の人家に被害の生じる恐れがあるもの	未					
急010	I-1-436-973	蘭越港町4	40	20	I	5戸以上の人家に被害の生じる恐れがあるもの	未					
急011	I-1-437-974	蘭越港町5	95	40	I	5戸以上の人家に被害の生じる恐れがあるもの	未					
急012	I-1-438-975	蘭越港町6	145	45	I	5戸以上の人家に被害の生じる恐れがあるもの	未					
急013	II-1-727-746	蘭越清水	40	35	II	1戸以上5戸未満の人家に被害の生じる恐れがあるもの	未					
急014	II-1-728-747	蘭越名駒町	30	20	II	1戸以上5戸未満の人家に被害の生じる恐れがあるもの	未					
急015	II-1-729-748	蘭越港町1	40	30	II	1戸以上5戸未満の人家に被害の生じる恐れがあるもの	未					
急016	II-1-730-749	蘭越港町2	70	90	II	1戸以上5戸未満の人家に被害の生じる恐れがあるもの	未					

別表 6

## 土石流災害予想区域

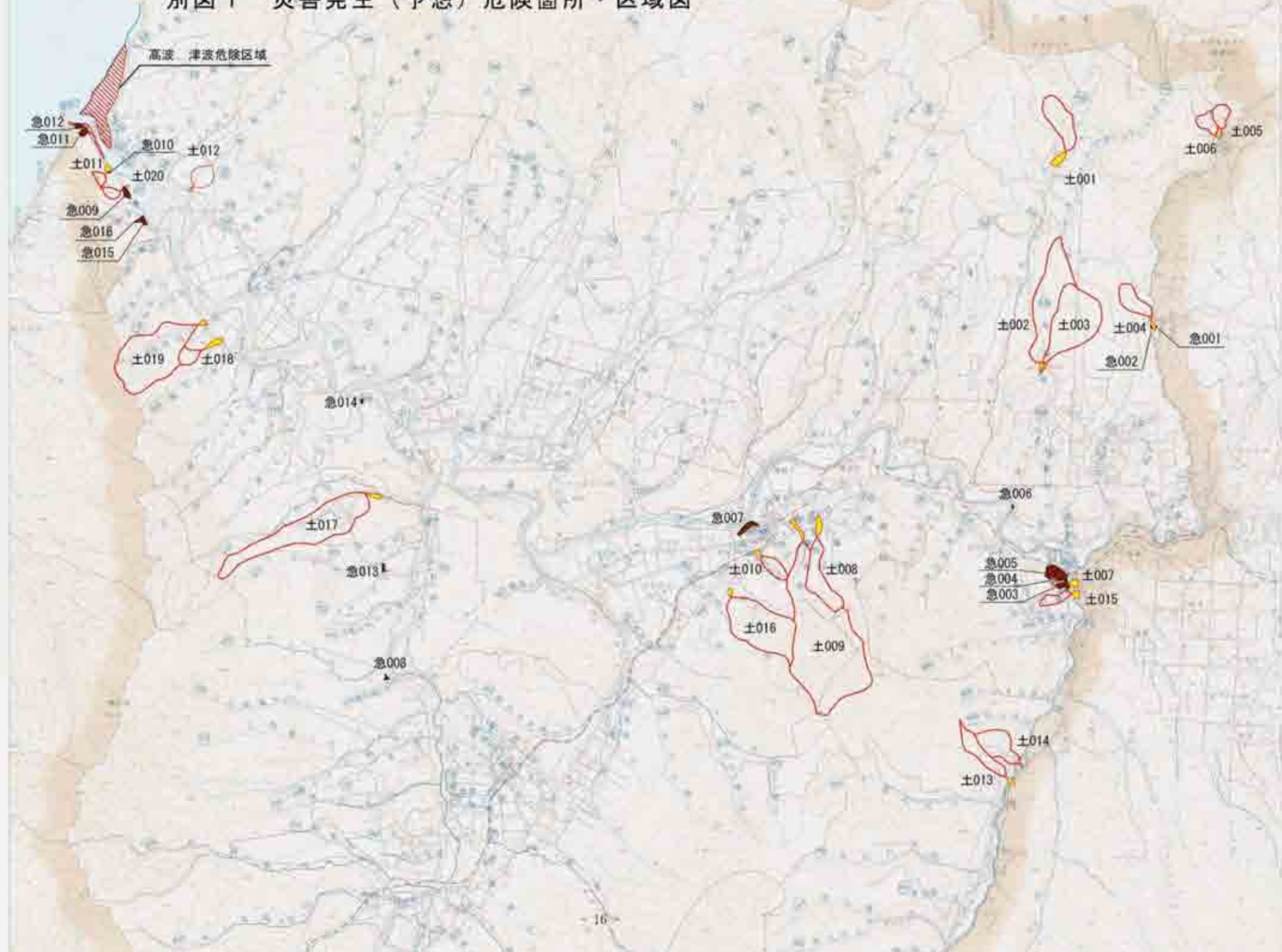
危険区域の現況					予想される被害				整備計画	
図面 番号	溪流番号	溪流名	流域面積 (k m <sup>2</sup> )	土石流氾濫 区域の面積 (m <sup>2</sup> )	住 家 (戸)	公共施設 (棟)	道 路	その他	実施機関	概 要
土001	I-12-0020	馬場川	0.41	24,000	—	宿泊施設2	—	—		
土002	I-12-0030	馬場第一川	0.96	13,500	—	宿泊施設1	町道100m	—		
土003	I-12-0040	馬場第一川左の川	0.95	13,500	—	宿泊施設1	町道100m	—		
土004	I-12-0050	昆布温泉2の川	0.21	6,200	1	宿泊施設1	—	—		
土005	I-12-0060	ニセコアンベツ温泉沢川	0.14	6,400	—	宿泊施設1	—	—		
土006	I-12-0070	五色温泉沢川	0.13	4,600	—	宿泊施設1	—	—		
土007	I-12-0110	寺の沢川	0.02	23,400	16	寺院1	—	畑 0.84ha		
土008	I-12-0120	屋敷川	0.43	36,100	54	—	町道400m	—		
土009	I-12-0130	蘭越第一川	2.88	42,000	37	集会施設1	町道400m	—		
土010	I-12-0140	太田の沢川	0.12	20,400	7	集会施設1	道道相生蘭越線60m	—		
土011	I-12-0200	寺裏の沢川	0.04	11,100	1	寺院1	道道磯谷蘭越線160m	田畑 0.68ha		
土012	II-12-0010	初田の沢川	0.14	8,000	1	—	町道170m	田畑 0.78ha		
土013	II-12-0080	菅原の沢川	0.28	18,450	1	—	道道70m	—		

## 別表6

## 土石流災害予想区域

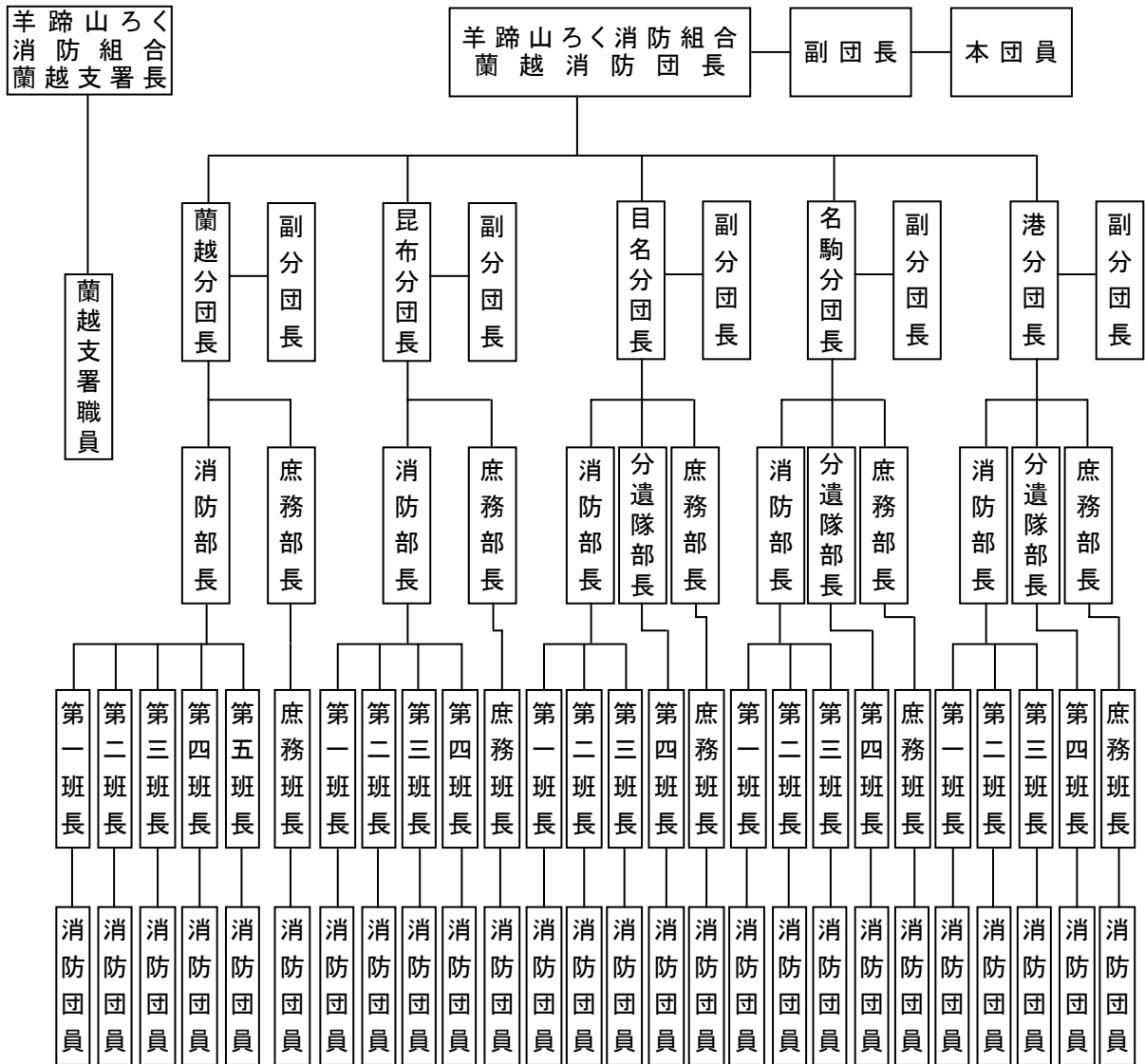
危険区域の現況					予想される被害				整備計画	
図面 番号	溪流番号	溪流名	流域面積 (k m <sup>2</sup> )	土石流氾濫 区域の面積 (m <sup>2</sup> )	住 家 (戸)	公共施設 (棟)	道 路	その他	実施機関	概 要
土014	Ⅱ-12-0090	山口の沢川	0.32	5,100	1	—	道道豊浦ニセコ線75m	—		
土015	Ⅱ-12-0100	大林寺沢川	0.08	15,800	1	—	町道130m	田 0.55ha		
土016	Ⅱ-12-0150	三重の川	1.05	7,700	1	—	—	田畑 0.51ha		
土017	Ⅱ-12-0160	ツバメ第一の沢川	1.33	14,800	1	—	町道280m	田畑 0.36ha		
土018	Ⅱ-12-0170	油谷の沢第一川	0.1	39,900	3	—	道道磯谷蘭越線120m	田畑 2.52ha		
土019	Ⅱ-12-0180	油谷の沢川	1.31	13,200	1	—	道道磯谷蘭越線60m	田畑 0.68ha		
土020	Ⅱ-12-0190	丸山の沢川	0.03	11,900	3	—	道道磯谷蘭越線80m	田畑 0.79ha		

別図1 災害発生（予想）危険箇所・区域図



別表 7

消防組織図





# 別表 8 消防施設整備状況表

現有人員と機材

人員機械別 職・団別		蘭	本	蘭	昆	目	名	港	合計
		越	団	越	布	名	駒	分	
職・団員数		16	9	35	26	21	22	29	職 16 団 142
消防ポンプ自動車等の機械	水 II 型 水槽付消防ポンプ自動車	2							2
	CD-I 型 消防ポンプ自動車			1	1	1	1	1	5
	小型動力ポンプ付積載車 (小型動力ポンプ 1 台)			1				2	5
	小型動力ポンプ付積載車 (小型動力ポンプ 2 台)				1	1			2
	救急車	1							1
	査察広報車	1							1
	計	4		2	2	2	3	3	16

(平成18年5月1日現在)

消防用水利

水利施設 分団別		蘭	昆	目	名	港	合計
		越	布	名	駒	分	
消火栓 (基)	公設	49	23	27	26	17	142
	私設		※ 20				20
防火水槽 (箇所)	公設	39	14	9	7	11	80
	私設		※ 6				6
公設計		88	37	36	33	28	222
私設計			26				26
合計		88	63	36	33	28	248

※私設の消火栓はハイグレードヴィラ 17 基、ルーベデンス 3 基。  
防火水槽はルーベデンス 4 箇所、日の出ヶ丘 2 箇所。

(平成18年5月1日現在)

## 別表 9

## 避難施設・区域表

NO. 1

施設番号	施設名所	所在地	管理者名	T E L F A X	利用可能 面積(m <sup>2</sup> )	収容可能 人員(人)	対象地区名
1	町民保養センター	字湯里18-7	蘭越町長		219 m <sup>2</sup>	110 人	湯里
2	日出ふれあいセンター	字日出100-6	地区自治会		73 m <sup>2</sup>	37 人	日出
3	黄金地区共同利用集会所	字黄金277	地区自治会		139 m <sup>2</sup>	70 人	黄金
4	昆布活性化センター	昆布町114-4	昆布出張所長	58-2110	278 m <sup>2</sup>	139 人	温泉通1、温泉通2
5	昆布小学校	昆布町309-1	昆布小学校長	58-2240 58-2240	1,311 m <sup>2</sup>	656 人	昆布学校通・局通・駅前通、立川
6	蘭越上地域振興センター	蘭越町944-2	地区自治会		214 m <sup>2</sup>	107 人	蘭越上(1・2班)
7	旧蘭越地区研修センター	蘭越町491	地区自治会	57-6062	184 m <sup>2</sup>	92 人	17町内(4班)
8	豊国上地区研修センター	字豊国232-2	地区自治会		92 m <sup>2</sup>	46 人	豊国上・東
9	豊国下集会所	字豊国535-1	地区自治会	57-5244	35 m <sup>2</sup>	18 人	豊国下
10	蘭越町克雪管理センター	字富岡419-3	地区自治会	57-6343	203 m <sup>2</sup>	102 人	富岡
11	蘭越町総合体育館	蘭越町428-1	総合体育館館長	57-6765 57-6424	2,204 m <sup>2</sup>	1,102 人	曙、緑ヶ丘、蘭越東、17町内(5班)
12	蘭越町民センター らぶちゃんホール	蘭越町43-1	センター長	57-5030 57-5540	511 m <sup>2</sup>	256 人	3・4町内
13	蘭越町山村開発センター	蘭越町258-6	蘭越町長	57-5286	626 m <sup>2</sup>	313 人	1・2・17町内(1～3班)、蘭越下
14	蘭越町林業研修センター	蘭越町219-32	地区自治会		226 m <sup>2</sup>	113 人	12・13・14町内
15	蘭越小学校	蘭越町222-1	蘭越小学校長	57-5134 57-5916	2,540 m <sup>2</sup>	1,270 人	5・6・7・10町内
16	蘭越中学校	蘭越町514-1	蘭越中学校長	57-6355 57-6452	4,746 m <sup>2</sup>	2,373 人	8・9・15・16町内、高校通、蘭越上
17	法誓寺	字大谷287	黒 萩 昌	57-5404	304 m <sup>2</sup>	152 人	大谷上
18	蘭越町農村研修センター	字大谷439-11	地区自治会	57-6581	423 m <sup>2</sup>	212 人	大谷、大谷下、大谷中
19	大谷団地集会所	字大谷357-1	地区自治会		40 m <sup>2</sup>	20 人	大谷団地

## 別表 9

## 避難施設・区域表

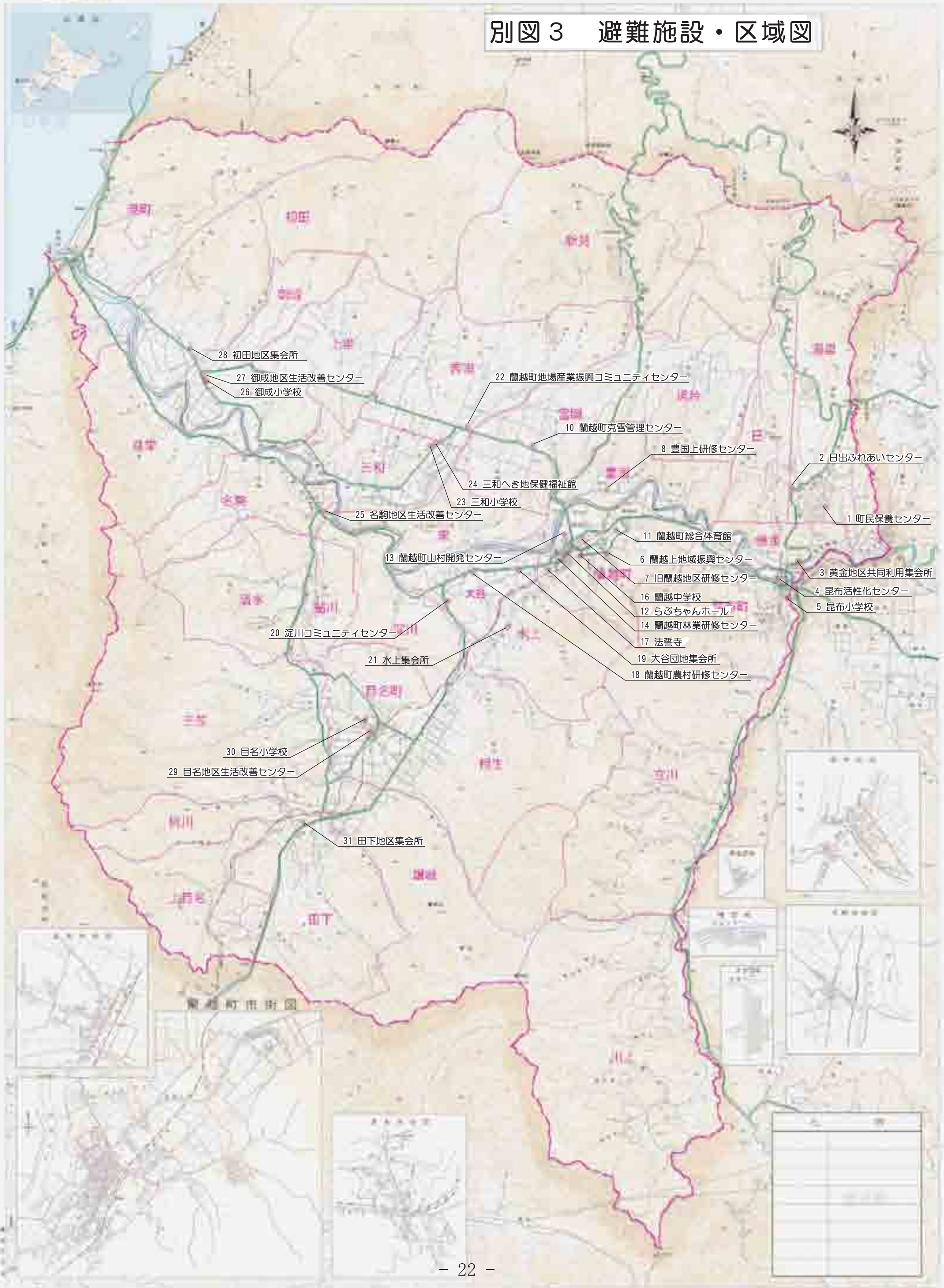
NO. 2

施設番号	施設名所	所在地	管理者名	T E L F A X	利用可能 面積(m <sup>2</sup> )	収容可能 人員(人)	対象地区名
20	淀川コミュニティセンター	字大谷510-3	地区自治会	57-5836	103 m <sup>2</sup>	52 人	淀川
21	水上地区集会所	字水上95	地区自治会	57-6079	34 m <sup>2</sup>	17 人	水上
22	蘭越町地場産業振興 コミュニティセンター	字吉国922-2	地区自治会		132 m <sup>2</sup>	66 人	吉国
23	三和小学校	字三和414-1	三和小学校長	56-2011 56-2011	852 m <sup>2</sup>	426 人	上里、冷水、栄
24	三和へき地保健福祉館	字三和409-1	地区自治会	56-2351	258 m <sup>2</sup>	129 人	三和
25	名駒地区生活改善センター	名駒町210-9	名駒出張所長	56-2360	405 m <sup>2</sup>	203 人	名駒、清水、共栄、鮎川、港4、5
26	御成小学校	字御成416-1	御成小学校長	56-2830 56-2830	585 m <sup>2</sup>	293 人	御成
27	御成地区生活改善センター	字御成423-5	地区自治会	56-2361	185 m <sup>2</sup>	93 人	港1, 2, 3
28	初田地区集会所	字初田248-2	地区自治会		92 m <sup>2</sup>	46 人	初田
29	目名地区生活改善センター	目名町393-2	目名出張所長	55-3534	301 m <sup>2</sup>	151 人	讃岐、三笠
30	目名小学校	目名町221	目名小学校長	55-3490 55-3490	1,115 m <sup>2</sup>	558 人	目名、相生
31	田下地区集会所	字田下83-2	地区自治会 (谷口邦男)		122 m <sup>2</sup>	61 人	貝川、田下

\*収容人員は、以下の式で設定している。

$$\text{収容人員} = \text{面積} \div 2 \text{ m}^2$$

別図3 避難施設・区域図



別表 10

応急(広域)避難場所・区域表

施設番号	施設名所	所在地	管理者名	T E L F A X	総面積(m <sup>2</sup> )	対象地区
1	旧湯里小学校グラウンド	字湯里131	蘭越町長		3,979 m <sup>2</sup>	湯里、日出
2	昆布小学校グラウンド	昆布町309-1	昆布小学校長	58-2240 58-2240	5,430 m <sup>2</sup>	立川、昆布町、黄金
3	蘭越町総合運動公園	蘭越町896	総合体育館長	57-6765 57-6424	49,700 m <sup>2</sup>	豊国上、豊国下、栄、富岡、新見、曙、蘭越下、緑ヶ丘、蘭越17町内
4	蘭越中学校グラウンド	蘭越町514-6 蘭越町514-7	蘭越中学校長	57-6355 57-6452	32,623 m <sup>2</sup>	蘭越町1町内～16町内、蘭越上、高校通
5	蘭越小学校グラウンド	蘭越町222-53	蘭越小学校長	57-5134 57-5916	7,546 m <sup>2</sup>	大谷上、大谷下、大谷中、大谷、淀川上、淀川下、水上
6	三和小学校グラウンド	字三和414-1	三和小学校長	56-2011 56-2011	6,264 m <sup>2</sup>	吉国、上里、三和
7	旧名駒小学校グラウンド	名駒町396	蘭越町長		8,370 m <sup>2</sup>	冷水、清水、名駒、鮎川、共栄 (洪水・津波時：港4,5)
8	御成小学校グラウンド	字御成416-1	御成小学校長	56-2830 56-2830	4,722 m <sup>2</sup>	御成、初田 (洪水・津波時：港1,2,3)
9	港小学校グラウンド (洪水・津波時除く)	港町617	港小学校長	56-2250 56-2250	5,275 m <sup>2</sup>	港
10	目名小学校グラウンド	目名町221	目名小学校長	55-3490 55-3490	12,017 m <sup>2</sup>	目名町、相生、三笠、貝川、田下、讃岐



# 蘭越町地域防災計画

沿革	昭和38年4月	作成
	昭和40年4月	修正
	昭和50年6月	修正
	昭和54年1月	修正
	昭和55年7月	修正
	昭和58年2月	修正
	平成元年1月	修正
	平成2年4月	修正
	平成4年4月	修正
	平成5年4月	修正
	平成6年4月	修正
	平成19年1月	修正 (全面改訂)
	平成19年7月	修正